

LIBRA

合併号
2024年 1・2月号

〈特集〉

少年事件記録の廃棄から考える 2項特別保存のあり方

〈インタビュー〉

元法務省矯正局長
法テラス(日本司法支援センター)常務理事 **名執 雅子** さん

〈新連載〉

パブリック事務所の実践

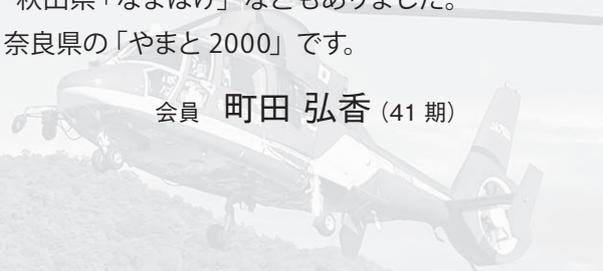




山で遭遇した 「のぶなが」救助訓練

愛知県八曾山にハイキングに行きました。コースの途中にヘリポートがあり、山の中に何故だろうと思っていたら、名古屋市消防局のヘリコプターが飛んできて、救援活動訓練が始まりました。青い空、緑の山に赤いヘリコプターが映えました。その名も「のぶなが」です。消防防災ヘリコプターの名称に興味をわいて調べたところ、東京都は「ちどり」等鳥の名称でした。地名や鳥の名称（飛ぶから？）が結構見受けられましたが、高知県「りょうま」、秋田県「なまはげ」などもありました。私がかっこいいと思ったのは、奈良県の「やまと2000」です。

会員 町田 弘香 (41期)



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年1・2月合併号

新年のご挨拶

02 東京弁護士会の「未来」に向けて 会長 松田純一

特集

04 少年事件記録の廃棄から考える 2項特別保存のあり方

- 1 最高裁判所の調査報告書を読む
事件記録の史料価値に目を向けて来なかった日本の裁判所 四ノ宮啓・永石一恵
- 2 少年審判手続と事件記録の保存
 - ① 少年事件記録廃棄の是非 霍見真一郎
 - ② 少年の成長発達権保障の観点から 川村百合
 - ③ 少年事件記録を残す意味／廃棄された精神鑑定書 清水 勉
- 3 座談会

インタビュー

18 元法務省矯正局長
法テラス(日本司法支援センター)常務理事 名執雅子さん

ニュース&トピックス

22 国際関係から見た「人間の安全保障」
～齋木昭隆氏(日印協会理事長)・松田純一会長対談～

新連載

28 パブリック事務所の実践
第1回 若手弁護士から見た少年事件—刑事事件の経験を活かしながら 前原 潤

連載等

- 24 理事者室から：利用しやすい業務システムの構築に向けて 島 由幸
- 25 常議員会議長席から：常議員会議場の広がり 橋本 敬
議長席から見た常議員会 齊藤園生
- 26 常議員会報告(2023年度 第7回)
- 27 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会/バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来」について 井上 寛
- 30 人権問題最前線：第25回 違法な警察活動の事後救済の困難性
—違法な職務質問の調査を踏まえて— 市川洋樹
- 31 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第22回 旧弁護士法の制定と弁護士会 牧野 剛
- 32 カーボン・クレジット大づかみ：第4回 J-クレジットの活用方法 半田虎生
- 34 消費者問題の最前線：第10回 高齢者の消費者被害の現状及び対策 荒田曜子
- 37 役立つ!会務活動
vol.13 性の平等に関する委員会による法教育 長瀬恵利子
- 38 わたしの修習時代：今でも続く同期とのつながり 72期 栗山明久
- 39 75期リレーエッセイ：自由と自主性 崎坂美月
- 40 心に残る映画：『鑑定士と顔のない依頼人』 松尾真誉
- 41 コーヒーブレイク：旅はチャレンジ 森田亜希子
- 42 会長声明
- 47 インフォメーション

新年のご挨拶

HAPPY
NEW
YEAR
2024

東京弁護士会の「未来」に向けて



東京弁護士会会長
松田 純一

会員の皆様 新年あけましておめでとうございます。

昨年は、当会会務にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

一、昨年末に当会に新規登録された76期の皆様、ご一緒に新年を迎えることができ嬉しく思います。緊張の中に期待を膨らませて第一歩を踏み出した記念すべき元旦になっただろうと思います。一方、先輩会員の皆様も合格後初めての元旦を思い出していただければ、共感していただけたと思います。

当会は人権を中心とした多種多様な活動を展開してきました。何故当会を選択したのか？ 新入会員の方からも、全国各地から途中転籍された方からも、委員会、法律研究部、同好会等の豊富な選択肢があり、活発に活動している点が魅力で選択したとお聞きしたときは誇りを感じました。

二、昨年は時代の大きな転換期を実感する年でした。

国際紛争を端緒として、社会経済の変化と先行きの不透明感に直面しました。また、裁判のIT化、AI技術の進化等による業務環境全般に対する変化とライフスタイルの変化に否応なしに順応を強いられる感じを持ったのは私だけではなかったと思います。

当会においても、会員の皆様がIT化に向けて業務がスムーズに移行できるように、また、ライフスタイルに応じて在宅のまま会務参加ができるように、インフラや広報周知方法について一步一步改善して参ります。

また、デジタル化基本計画案を策定して、次の重点目標を掲げました。

- ① 新たな業務システムは疎結合化を基本とする。
- ② 業務のデジタル化を促進する。
- ③ 業務システムの更新作業及び実効性あるデジタル化を促進するため体制づくりを行う。
- ④ 短期計画、中期計画を立案し、達成度の検証を行う。
- ⑤ デジタル化の成果、基本計画の進行状況について広報する。

当会は、会員、そして職員の方が、時代に即応したコンパクトなサイズの使い勝手のよいOAシステムを模索しながら、当会財政の規律を維持し続けることが必須であると考えます。このテーマは年度をまたぐものです。引き続きのご理解をお願い申し上げます。

三、当会は、2030年に創立150周年を迎えます。

温故知新。先ず、これまでの先達の「世のため人のため」にご努力された歴史を謙虚に学びたいと思います。実は合同図書館には、当会の前身、東京代言人組合設立の意気を熱く語る貴重書等が数多く保存されています。そして、先達の意気に学びつつ、当会は未来に向かって夢を持って邁進したいと思います。いろいろな業務チャンスへの気づきの機会提供。シンポジウムや研修メニューの充実。新しい人権等の多様性を考える広報記事の充実。また、当会を社会的存在として会員外の方々にも認知していただき、学生等に法曹たらんとする意欲を増進してもらい、当会の新入会員登録者が増えるという好循環に貢献したいと考えました。そこで広報ツールとしてX（旧ツイッター）やインスタグラムの活用等試みて来ました。D&Iに関連する会長声明・談話等の他にも2024年1月30日には、包括的差別禁止をテーマとしたシンポジウムを行います。未来に橋を架けて参りますので、ご期待いただきたいと思います。

四、当会は、各種委員会等に加え、プラクティス弁護士のほか企業・官公庁で活躍する会員、外国法事務弁護士、多摩地域で地元で根差して活動する会員、法律研究部で研究を深める会員、同好会で楽しいコミュニティを形成している会員、各会派の中で政策検討を深めつつ親睦を図る会員など、2023年12月1日現在9,115人の登録者がいます。

会員の皆様がそれぞれのカタチでご清栄で新しい一年を過ごされますよう心より祈念して、新年のお祝いを申し上げます。



少年事件記録の廃棄から考える 2項特別保存のあり方

神戸連続児童殺傷事件（1997年）の事件記録一切が神戸家裁で廃棄されていたというニュースに、全国で衝撃が走った。当初、最高裁は問題なしという姿勢だったが、その後、事実調査を行い報告書を公表し、2023年11月22日の裁判官会議で「事件記録等の特別保存に関する規則」を議決・制定した。施行日は2024年1月30日。訴訟記録の永久保存手続の新たな幕明けだ。「2項特別保存」という言回しも今回が最後になる。今回の特集は主に少年事件記録の保存について異なる考え方の者の論稿を並べ、討論を行った。読者各人が考える際の参考になれば幸甚である。

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム

CONTENTS

- | | |
|--|-----|
| 1 最高裁判所の調査報告書を読む
事件記録の史料価値に目を向けて来なかった日本の裁判所 | 4頁 |
| 2 少年審判手続と事件記録の保存 | |
| ① 少年事件記録廃棄の是非 | 7頁 |
| ② 少年の成長発達権保障の観点から | 9頁 |
| ③ 少年事件記録を残す意味／廃棄された精神鑑定書 | 11頁 |
| 3 座談会 | 13頁 |

1

最高裁判所の調査報告書を読む

事件記録の史料価値に目を向けて来なかった日本の裁判所

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 委員 四ノ宮 啓 (33期)

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 委員 永石 一恵 (63期)

はじめに

令和5年5月、最高裁が公表した「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」は、これまで最高裁を初めとする我が国の裁判所全体が、2項特別保存*1の対象事件記録の史的価値に目を向けることなく、場所取りの邪魔モノ扱いで、できるだけ速やかに廃棄すべきものと考えられてきたことが如実に表れている。以下ではこの調査報告書の概要を紹介

するが、ぜひ全文も読んでいただきたい。*2

2項特別保存に付すべき事件記録が 廃棄された背景

史的価値のある事件記録のほとんどが廃棄されていた背景には、事件数及び記録の増加による保管場所不足の問題があった。

民事・行政事件は、昭和27年に年間55万件、平成

*1：事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存

*2：最高裁ウェブページ https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/siryu/kiroku_hozon_haiki/index.html

25年以降は150万件前後で推移している。家事事件は、昭和27年に約37万件、平成28年以降は100万件を超えている。少年事件は、減少傾向で平成27年以降は10万件以下であるが、事件全体として、昭和27年に111万件だったのが、令和3年には2倍を超える257万件に増加している。

また、事件の複雑化やプリンタの普及等に伴い、事件記録の紙の分量も増加した。令和4年に複数の庁をサンプリング調査し推計したところ、事件記録の紙の厚みは全体で年間約2万1000～2万5000fm（ファイルメーター）（書類を並べたときの厚みをメートルで表す単位）となった。記録の保存期間は原則5年間であることから、保管量はその5倍の約10万5000～12万5000fmと推計される。膨大な量である。

東京地裁では、平成8年から記録庫が飽和状態となり、庁舎内の単独法廷等や管内の簡裁の未使用室を記録庫に転用するなどしたがそれでも足りず、平成18年に民間業者への記録保管委託を開始した。庁舎外保管や民間委託は、横浜地裁、さいたま地裁、大津地裁（彦根支部）、福岡地裁などでも行われている。

このような実情を踏まえて「事件記録等保存規程（以下「保存規程」という）」が制定、改正された。

昭和28年に制定された保存規程では、民事事件の判決原本は永久保存すること、事件記録の保存期間は原則10年、少年事件は15年で、少年が26歳に達した時点で審判書のみ保存することとされていた。しかし、昭和39年の改正により保存事務が合理化・簡易化され、保存期間も民事事件は10年、少年事件は少年が26歳に達するまでとされた。判決原本は、当面従前どおり永久保存とする運用がされたものの、保存規程上は50年とされた。また、少年事件は、事件記録と少年調査記録が分離され、後者は保存規程とは別に調査記録規程が制定され、その運用通達では調査記録は少年保護の見地から速やかに廃棄すべきとされた。判決原本は、保存期間50年を経過したものが相当量に上り、変色、汚損による劣化や防虫等の管理保存に相当の手間と費用が掛かっており、多くの裁判所から永久保存廃止の強い要望があったため、平成4年改正により一律50年とされた（もっとも、平成5年発足の「判決原本の会」の保存運動等により、当時廃棄予定だったものは国立公文書館に永久保存されている）。

そして、平成11年の保存規程改正で、民事事件記録の保存期間は10年から5年に短縮された。

このような保存規程の改正等に加え、最高裁は、平成3年に地家裁所長や高裁民事首席書記官に宛てて、特別保存は記録庫のスペースを取り保存事務上の負担が大きく問題である、できるだけ判決時でなく保存期間満了直前の保存意欲が低下した時期に判断する、事件記録の一部のみを保存する、年月の経過により特別保存をやめることも検討する等、2項特別保存の活用を後退させる内容の書面を配布していた。

具体的に廃棄事例をみてみると

今回、最高裁は各裁判所の廃棄状況についても詳細な調査を行った。

平成31年に憲法事件記録の廃棄が問題になった後、令和2年に2項特別保存の客観的基準を定めた「運用要領」が東京地裁をはじめ各庁で策定されたが、運用要領策定前は、2項特別保存の認定プロセスや認定時期、判断権者等について具体的に明文化した庁はほとんどなく、その結果、重要事件の記録の多くが廃棄処分された。廃棄処分には以下の3類型がある。

事件記録が廃棄対象であると認識し、特別保存に付すか否かの検討がされた類型（類型Ⅰ・少年事件4件）には、本調査の発端となった神戸連続児童殺傷事件が含まれる。廃棄時の神戸家裁所長は、自身が2項特別保存の判断権者との認識がなかったため、保存につき明確に意見を述べることはなく、廃棄担当管理職も、所長ではなく自身に判断権限があると誤認していた。そして、廃棄担当管理職を含む多くの職員は、記録は保存期間経過後は原則廃棄で2項特別保存は例外中の例外との認識であり、それまで神戸家裁で特別保存に付した事件もなく、少年事件は非公開で記録を使うこともない等の背景があった。平成16年の佐世保大久保小事件も同様の状況で廃棄されていた。

事件記録が廃棄対象であると認識したが、特別保存の検討を詳細にしなかった類型（類型Ⅱ・少年事件7件）は、問題意識を持った職員がいてもそれが他の職員や所長まで伝わらなかったなど認定プロセスに問題があり（「特別保存対象事件記録」とのメモ書きが記録

に入っていたのに廃棄された事案もあった)、当該庁に先例がなかったことも保存を妨げる要因となった。

事件記録が保存されていることも廃棄対象に含まれることも認識していなかった類型(類型Ⅲ・少年事件39件、民事事件35件)は、その主な原因として、廃棄の決裁にあたり廃棄目録のみを確認する事務フローになっており、保存期間が満了か否かを確認するだけで決裁していたことが挙げられる。

また、運用要領策定後も、日刊紙2紙掲載基準及び判例集掲載基準への当てはめが適切に行われず廃棄された事案もあった。他方、2項特別保存に付された事件(民事事件等3件、少年事件7件)もあったが、その理由は、上級庁から記録を使用するため特別保存を求められたこと、著名事件記録が保存期間経過後も事実上保管されていることにつき疑問を呈した管理職がいたこと、記録の厚みをもって重大事件と考えた管理職が他の職員に意見を述べ庁として検討したことなど個別事情によるもので、2項特別保存の認定プロセスが確立して機能していたわけではなかった。

2項特別保存に付されたにもかかわらず、その後に廃棄された事件も6件あった。これは担当管理職の管理方法の不備や不十分な引継ぎが原因であった。

明らかとなった問題点とその原因

報告書は、本質的な問題点として、以下の点を強調している。

第1に、所長をはじめ裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的・社会的意義があるものも含まれるという視点からの検討、取組みを試みるものがほとんどなかったという裁判所全体の姿勢が原因であったと指摘する。

第2に、2項特別保存の認定プロセスの問題がある。

運用要領策定前の廃棄事案のほとんどを占める類型Ⅲにおいて、当該事件の記録が保存されている認識すらなく廃棄された背景として、首席書記官等が行う廃棄の決裁に当たって、廃棄目録のみにより確認する事務フローになっており、2項特別保存に付すべき記録が廃棄対象となっていないかという視点で検討されていなかった。

第3に、2項特別保存の基準の問題がある。運用

通達において例示された基準は、なお一義的なものとはいえず、その背景にある記録の特別保存に対する消極的な姿勢が強く影響し、具体的かつ客観性を持たないものであった。

そしてこれら3つの問題をもたらした原因は、最高裁の膨大な事件記録についての明確な廃棄方針だった。そのため、2項特別保存は「例外中の例外」とする運用が形作られ、各庁において2項特別保存の先例を作らないという(負の)連鎖を生み出した。報告書は、「下級裁を指導監督すべき立場にある最高裁として、その対応は誠に不適切であった」と指摘している。

今後の記録の保存・廃棄の在り方

報告書は、今後の事件記録の保存・廃棄の在り方として、裁判所組織として、これまでの記録の保存・廃棄に対する考え方や姿勢を改める必要があるとして、①記録を保存する意義の組織的な共有、②常設の第三者委員会の設置、③国立公文書館への移管の拡大等、④第1審における保存方法の見直し、を挙げている。

そして、最後に、本来保存されるべき記録が廃棄されてきたのは、裁判所組織全体の姿勢に問題があり、「所長をはじめ、裁判所の大多数の職員が、記録の中には歴史的、社会的な意義を有するものも含まれるという視点での検討、取組みを試みるものがほとんどなかった」と改めて指摘しており、かつ、「この点は最も深刻な問題である」と総括している。

最高裁のその後の対応

調査報告書を受けて、最高裁は、令和5年11月、「事件記録等の特別保存に関する規則」を制定し、「事件記録等保存規程」及び「少年調査記録規程」を改正した。これによって、事件記録について「歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものを適切かつ確実に選別し、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいくこと」が規則の理念として明記され、常設の第三者委員会(記録の保存の在り方に関する委員会)が設置されるとともに、廃棄手続への所長の関与の明確化等が実現した。

① 少年事件記録廃棄の是非

神戸新聞社編集局報道部デスク兼編集委員 霍見 真一郎



記録廃棄問題を謝罪する最高裁幹部（神戸新聞社提供）

1997年の神戸連続児童殺傷事件をはじめ、各地の家庭裁判所で重大少年事件記録が廃棄されていた問題で、最高裁判所は2023年5月25日、責任を認め、謝罪した。

2つの驚きがあった。1つは、「憲法の番人」とも呼ばれ、柔軟な対応には程遠い印象がある司法機関の頂点が、自らの非を認め、大幅な制度変更を打ち出したこと。もう1つは、少年司法関係者に多い「廃棄容認（支持）派」の存在を最高裁が認識した上で、少年事件記録には「国民の財産が含まれる」と、保存の必要性を指摘したことだ。

非公開文書

「少年A」の全記録廃棄は、2022年4月に施行された改正少年法を検証する神戸新聞の長期連載の中で判明した。連載第2部で、同事件における神戸地検の主任検事を務めていた男性のインタビューに成功。調書などの事件記録に関心が向いたものの、少年審判が原則非公開であるため、自らが情報公開請求しようとは思わなかった。だが、開示請求を受けた際の対応について、神戸家裁に念のため確かめたのが端緒となった。

質問を投げ掛けて約2カ月後。連絡を受けて訪れた家裁で、2人の職員は淡々と答えた。「当該事件記録は、廃棄済みのため、閲覧・謄写はできない」。

全く予想していなかった答えだった。内心戸惑いながらも、長期的な記録保存の制度はなかったのか尋ねた。そこで説明を受けたのが、事件記録等保存規程9条2項、いわゆる「2項特別保存」だった。

一般的な少年事件記録は、少年が26歳に達するまでの保存が定められ、それを過ぎると廃棄される。だが、同規程では、史料価値の高いものは、「保存期間満了の後も保存しなければならない」としている。さらに、この規程の具体的運用を定めた最高裁通達は、2項特別保存の対象例として、「世相を反映した事件」や「全国的に社会の耳目を集めた事件」、「少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件」などを挙げていた。少年法改正の契機となった連続児童殺傷事件の記録が対象となるのは明らかだった。

ところが、1ページ残らず記録は捨てられていた。関係者によると、廃棄されたのは、審判書▽兵庫県警や神戸地検が作成した供述調書や実況見分調書▽神戸大学の中井久夫名誉教授（2022年8月に死去）らが書いた精神鑑定書▽家裁調査官による報告書—など。捜査関係文書だけでも1200点以上あったとみられる。

神戸新聞は、「『少年A』全事件記録を廃棄」と初報を打った。さらにその翌日の朝刊で、2004年の「長崎小6年女児殺害事件」や、2000年の「愛知県豊川市夫婦殺傷事件」の記録も廃棄されていたと続報。同年の「西鉄バスジャック事件」は永久保存されており、対応にばらつきがあると指摘した。

衝撃と納得

連続児童殺傷事件の全記録廃棄を知った当初、最高裁に廃棄の是非を問うと、「見解を述べるのは差し控える」と言及を避けられた。廃棄のいきさつが不明である点も「問題はない」と一蹴。廃棄当時の職員に対する聞き取りの意向を尋ねても、「仮に聴取しても、あくまで個人の記憶や見解の範囲にとどまる」とけんもほろろだった。あるいは、2019年に重要な民事裁判記録が大量廃棄されていることが当時の報道で判明した際、特別保存の諸課題は解決済み、という認識だったのかもしれない。

一方、2項特別保存に詳しい東京弁護士会の清水勉弁護士に取材すると、「まさかと思うと同時に、やはりそうか、とも感じた」という感想が聞かれた。立ち直りを重視する少年法には、記録を長く残さない方が良いとする考えも入っていると解釈できるからだという。

神戸新聞の記事を契機に、各報道機関が一斉に取材を始め、長崎の男児誘拐殺人事件、奈良の医師宅放火殺人事件、京都の亀岡暴走事故など、次々と廃棄が判明。そしてついに最高裁は全国の裁判所で全ての事件記録の廃棄を止め、有識者委員会を立ち上げて廃棄経緯を調査するに至った。

神戸新聞の取材班は、半年以上にわたり、なぜ記録が捨てられたのか、そして記録にはどんな意義があるのかを考える記事を重ねていった。一地方紙の報道が司法権力を動かすに至ったのには、事件の被害者遺族の思いを丁寧に報じたことも大きかったと考える。

少年法の問題

最高裁が公表した調査報告書からは、いくつかの廃棄要因が浮かび上がった。

ハード面で大きいのは保存場所の不足だ。最高裁の推計によると、全国の裁判所で、わずか1年に保存される記録の厚みは約21～25キロメートルにも及ぶという。デジタル化も膨大な作業や費用が伴うため、課題が多い。

一方、ソフト面では、やはり少年法の存在があった。少年記録の保存期限である「26歳」は、矯正教育関係者によると、少年院などに加害少年が在籍できる上限という。少年時代に犯した過ちの記録は廃棄し、外形上は「風化」させる仕組みになっているとも言える。

最高裁によると、被害者遺族が一部記録を閲覧できるようになった今でも、「直接関わりがない第三者、とりわけ研究者らへの閲覧許可は把握していない。事例がないか、あったとしてもまれ」という。最高裁は、今回の制度見直しで、重要な少年記録は「国立公文書館への移管を検討する」としたが、将来的な活用の枠組みをどうつくっていくかについては、すぐにでも検討を始めなければならないだろう。

また、加害少年の立ち直りを重視する関係者にとっても、記録の保存は重要な意味を有することは強調したい。非公開の少年審判で、公正さを裏付けるはずの記録が廃棄されれば、手続きそのものに対する信頼も揺らぎかねず、事実、連続児童殺傷事件の記録が失われたと分かって以降、冤罪論が一部で唱えられた。

事件記録の保存は、立ち直りを重視した少年法の問題を支える「見えない柱」でもある。今回の事案を契機に、少年事件記録の今後について議論が深まることを願ってやまない。



神戸連続児童殺傷事件で逮捕された「少年A」の全事件記録が廃棄されていたと報じた神戸新聞の2022年10月20日付朝刊1面と、同様の事案が相次いでいることを伝える同21日付朝刊1面（神戸新聞社提供）

② 少年の成長発達権保障の観点から

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 川村 百合 (49期)

1 はじめに

神戸事件の確定記録が廃棄されていたという報道を受けた世間の反応は、「国民の宝である記録を廃棄した裁判所は怪しからん」というものであったが、私はその論調に違和感を持った。そもそも少年審判記録は、広く第三者による閲覧が予定されているものではなく、「宝」としては死蔵されるべきものだからである。

2 少年保護事件の記録

少年保護事件の記録には、「法律記録」と「社会記録」の2種類がある。法律記録とは、捜査機関が作成した捜査報告書、供述調書、実況見分調書、検証調書など非行事実を裏付ける証拠の類であり、社会記録とは、少年鑑別所で作成された鑑別結果通知書や家庭裁判所調査官が作成した調査票、学校照会回答書、保護者からの回答書などが綴られているもので、少年の要保護性判断の基礎となる資料である。

一口に「確定記録」と言っても、刑事裁判の記録と少年保護事件の記録とでは質量ともに雲泥の差がある。

量的な違いという意味では、刑事裁判に提出される記録は、捜査機関が収集した証拠のうち、立証に必要なもののみが厳選されているが、少年事件においては、捜査機関は家裁に全記録を送る必要があることから、捜査機関が収集した膨大な証拠がそのまま少年審判の確定記録として残る。

質的な違いという意味では、刑事裁判記録は、公開法廷での取り調べを経た証拠である。プライバシーへの配慮などは法廷に提出される際に行われている

が、公開法廷で取り調べられたことによって、いったんは不特定多数の人が知りうる状態に置かれた情報である。

これに対し、少年審判は非公開で行われ、そこで取り調べられた証拠の公開は予定されていない。少年審判は非公開で行われるからこそ、少年の生育歴が赤裸々に語られる。また、社会記録の中には、本人さえ知らない「秘密」（出生の秘密など）が記載されていることもある。

そして、法律記録は、付添人には閲覧権があるが謄写は裁判所の許可を条件とする。社会記録も付添人には閲覧権はあるが、謄写が許可されることはない。いずれも少年本人には閲覧謄写権がない。このように、少年保護事件の記録は、審判係属中でさえ閲覧謄写に制限があり、刑事裁判の記録とは異なる扱いがされているのである。

事件が確定したからといって、被害者・遺族を除く第三者に閲覧を許す余地は、現行法上はないと言わざるを得ない。

3 少年の社会復帰への弊害

では、それを国家が管理する公文書として活用する制度が目指されるべきなのかというと、私は消極である。

少年審判は、少年の「健全育成」（少年法1条）を目的にしている（「健全育成」という言葉は、少年を権利の主体として見るのではなく保護の客体として見る古い時代の名残なので、少年法の理念を少年の「成長発達権保障」と読み替えるのが現代的解釈と言ってよい）。

少年法の理念を全うすれば（家裁が逆送決定した事件においては、全うできていないものも多いが）、

少年は保護処分を受けて成長発達し、社会復帰する権利がある。社会復帰した少年はいずれ家庭を持つかもしれない。事件から数十年経った後に、元少年本人が死亡したとしても、子々孫々は何も知らずに社会生活を営んでいるかもしれない。

したがって、事件から数十年経った後であっても、個人情報満載の審判記録が掘り返されることを認めるべきではない。

4 少年審判記録は社会の宝か？

少年事件は、社会の病理を写す鏡であって、少年非行の背景には、虐待やいじめや貧困など社会問題がある。したがって、少年審判の記録、とりわけ事件の背景を明らかにしようとしている社会記録を閲覧した人は、事件を生み出した社会の病理を知ることができるかもしれない。

しかし、事件から数十年後にそれを知ったとしても、今さら何ができるであろうか？数十年後には数十年後の社会の病理があるはずであり、それが少年事件の原因になりうるものとして、社会制度の改善を考えるべきである。少年事件から汲み取るべき教訓は、同時代において解決すべきものである。

この点、現状では、社会の耳目をひいた事件については、家裁の司法行政作用として審判要旨の公開がされており、それをもって家裁の社会的責任を果たすということが神戸事件以後の慣例になっている。また、捜査情報リークの問題性はさておき、現実にはさまざまな報道もなされる。付添人や弁護人の側で、守秘義務に反しない範囲で事件の背景についてマスコミを通じて社会に説明することも、個々の事件で試みられている。

それらの営みを通じて、社会が教訓として汲み取り福祉政策や社会政策に活かしていくことができるだけの情報は、同時代において得られているはずなのである。にもかかわらず、それらの情報は生かされずに少年やその家族をバッシングしているだけなのが、現在の日本社会ではないか？数十年後に過去の事件を検証して、何を汲み取り、社会に活かすことがで

きるというのだろうか？

5 情報流出の危険性

とはいえ、歴史を振り返ることに全く意義がないとは言わない。過去の事件の処理を検証すれば、現在から見て当時の審判の「誤り」が明らかになることもあるかもしれない。

しかし、その意義と少年審判記録が未来永劫保管され続けることの弊害とを天秤にかけたとき、後者が大きいと考える。

記録を永久保存するとなれば、その手続の過程で多くの人に関わることになる。その整理保管の任に当たる裁判所職員。保管倉庫を借りるなら、その従業員。もし、公文書館で保管することになるなら、さらに多くの人々の手を経る。どこで元少年らの実名が掘り出され、それが流出するか分からない。いかに守秘義務を課しても、情報が流出する事故を完全には防げないだろう。

今でも、個人情報が増えることを防ぎ切れない。いわゆる重大事件を犯した元少年が、法務省肝いりの就労支援制度を使って社会復帰したのだが、その勤務先を自称ジャーナリストに漏らした人がいて、就労先にしつこく連絡をしてきたために、元少年が退職を余儀なくされたことがあった。

いったんインターネット上で虚実ないまぜの情報が流出すれば、未来永劫、デジタル情報は消えない。

理想論を言えば、成人であれ少年であれ、「犯罪者」やその家族までもが社会から排除される現状を変えるべきであろうが、それは残念ながら非現実的と言ってもよいだろう。我が国では、「忘れられる権利」が確立しておらず、改名も簡単には認められない中で、いったん「犯罪者」とレッテルを貼られた人が生き直すことは難しい。

現実を直視した制度構想を考えるべきである。

③ 少年事件記録を残す意味／廃棄された精神鑑定書

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム 座長 清水 勉 (40期)

中井久夫の記念講演

中井久夫神戸大学名誉教授は統合失調症の治療法研究が専門で、風景構成法の考案、統合失調症の寛解過程の研究、阪神淡路大震災（1995年）を契機とする心のケア論、トラウマ理論の導入、外国の重要文献の多数の翻訳などの功績がある。著書には専門領域の『分裂病と人類』（1982年）、『記憶の肖像』（1992年）などがある一方で、『「昭和」を送る』（2013年）*1、『いじめのある世界に生きる君たちへ』（2016年）などエッセイも多数ある。

中井が神戸大学を退職する時に記念講演*2を行った1997年3月を挟んで2月から5月にかけて神戸市内で小学生5人の殺傷事件が起こった。神戸連続児童殺傷事件である。

鑑定留置

6月28日、逮捕されたのは中学3年生の少年A（14歳）だった。

当時の少年法では14歳の少年の事件は逆送できない。家裁で手続はすべて終わる。8月4日、神戸家裁の井垣康弘裁判官は60日間の鑑定留置を決めた*3。少年Aの精神鑑定を担当することになった中井は少年Aに12回面接して180頁に及ぶ精神鑑定書を作成し

10月2日に神戸家裁に提出した*4。内容の大半は中井と少年Aの面談の記録だった*5。同月17日、井垣裁判官は少年Aを医療少年院送致とした。

記録の廃棄

それから25年。2022年10月20日の神戸新聞*6は、この事件の全記録が廃棄されていたと報じた。記事には精神鑑定書も廃棄されたとある。

同じ年の2月に井垣が、8月に中井が亡くなっていた。彼らが生きていたら神戸新聞にどんな思いを語っただろうか。

永山則夫の精神鑑定

筆者は神戸新聞の記者に、30代半ばの時に永山則夫*7の精神鑑定をした精神科医・石川義博に取材するよう薦めた。

1973年11月から1974年8月まで278日間をかけて、永山の精神鑑定に臨み、2段組み182頁に及ぶ精神鑑定書を書きあげた*8。その内容は判決に決定的な影響を与えるはずだった。しかし、実際は石川にとって不本意な運命を辿ることになった。

東京地裁では、検察官、裁判官、弁護人が揃って鑑定内容を受け容れなかった。それどころか、鑑定

*1：中井著『「昭和」を送る』（みすず書房）は、本書中のエッセイの1つ、「昭和」を送る——ひととしての昭和天皇、を書籍のタイトルにしている。

*2：中井著『最終講義 分裂病私見』（みすず書房）という表題で書籍になっている。

*3：井垣康弘著『少年裁判官ノート』（日本評論社）33頁。

*4：井垣前掲著34頁によると、鑑定書が出来上がる前、ほぼあたりがついた段階で裁判官・調査官・付添人が全員集合したところで、中井から説明を受ける機会があった。鑑定本文は34頁から37頁に掲載されている。

*5：井垣前掲著34頁。

*6：神戸新聞ウェブサイト。https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202210/0015739700.shtml

*7：永山則夫は1968年10月から11月にかけて東京、京都、函館、名古屋で相次いで22口径のけん銃で連続殺人事件を起こした。1969年4月に逮捕された永山は19歳だった。

*8：堀川恵子著『永山則夫 封印された鑑定記録』（講談社文庫）

に積極的に協力していた永山自身までもが「自分の鑑定じゃないみたい」と言い放った。この頃出版した『無知の涙』が爆発的に売れ、時代のヒーローになっていた永山は、石川が鑑定書に「精神病に近い精神状態」などと書いたことが気に入らなかったらしい。

地裁（葦原茂廣裁判長）の判決は死刑（1979年7月）。石川鑑定書をつぶさに検討した東京高裁（船田三雄裁判長）は無期懲役（1981年8月）。最高裁第二小法廷（大橋進裁判長）は石川鑑定書を読んだのだろうか。これに触れることなく、破棄差戻（1983年7月）。東京高裁（石田穰一裁判長）は当然の如く死刑（1987年3月）。最高裁上告棄却（1990年4月）。7年後、少年Aが逮捕された翌月、永山は48歳で死刑を執行された（1997年7月）。

この事件後、石川は刑事事件の精神鑑定を引き受けなくなる。

そんな石川だからこそ今回の記録廃棄についてコメントする者として相応しいと思った。^{*9}

石川のインタビュー記事

神戸新聞は連載記事『失われた事件記録』の『最高裁への提言④』（2023年1月31日）^{*10}で石川のインタビューを掲載した。

記事には、石川が鑑定を引き受けた理由は「なぜ、彼が重大犯罪を犯したのか、それを明らかにしたい一心だった」とある。石川は鑑定書について「警察官や検事の調書とはまったく違うんですよ。心が書いてある。心の変遷がね」と話す。そして、「裁判官も検事も弁護士も、自分の考えに合う、都合の良い鑑定書が欲しかったのだろう。それに合わなかった私の

鑑定書は、完全に無視された」と振り返る。当時、法廷の内外で永山の犯行動機は「金欲しさ」になっていたが、石川鑑定は違った。親きょうだいからの虐待と孤独が鍵だとしていた。^{*11}

石川は、中井の鑑定書について、「家族歴や医学的・精神的な傾向と犯罪との結びつきがわかる記録だったはず」と指摘し、「個別の例を深く掘り下げれば、人間の普遍性につながる」、同じような事件が起きたとき過去の事件の精神鑑定書は参考になるという。自身が関わった永山の鑑定では、母親から虐待を受けた子どもへの影響が理解できると説明する。

元少年Aの生と社会との断絶

さて元少年Aは名前を変えて今も日本社会で生きている。名前を変えることで周囲の人々に気づかれにくくしているだけで、自分の中では事件をなかったことにできているはずがない^{*12}。どこでどんな生き方をしても自分が過去に犯した事件は片時も元少年Aから離れることはない。

年月を経て重大な少年事件を社会が冷静に考えることができるようになった時期に^{*13}、事件を丹念にふり返ろうとする人が現れ、過去の記録を読み込み分析し、社会に事件を受け止めるよう提案し、社会がこれを受け容れるならば、そのような社会は過去に重大事件を起こした元少年の社会的存在を認めるようになれるのではないか。人は過去の過ちを信頼できる人に話すことで、過ちをより深く考えることができるようになる。しかし、元少年Aは生涯それができない。少年の重大事件記録を廃棄し続ける社会は、元少年に優しいようで、実はかなり残酷なのではないか。

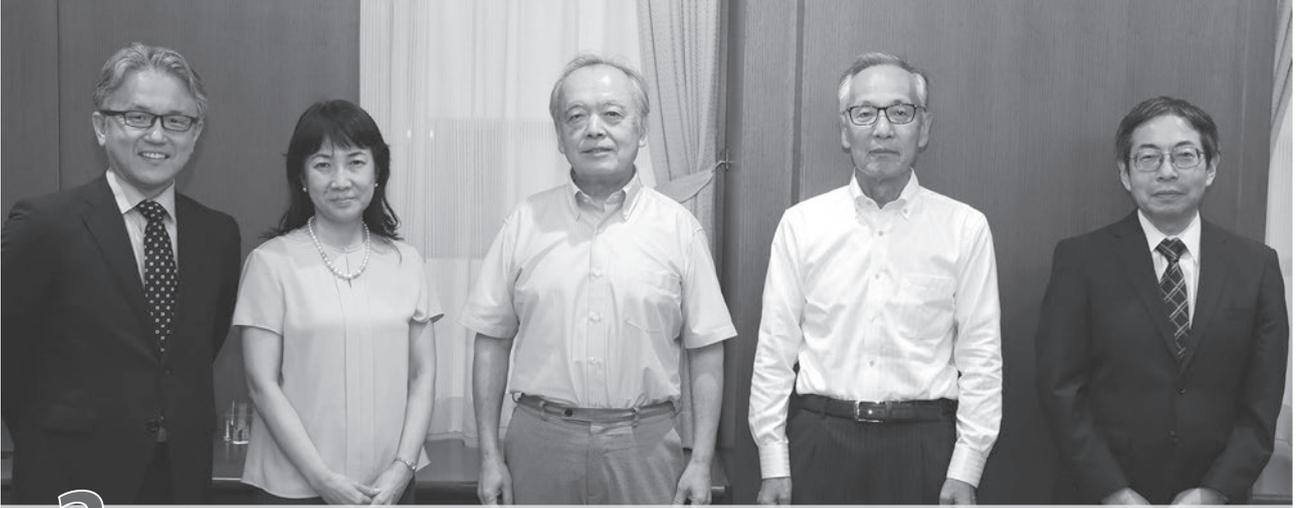
*9：神戸新聞の記者によると、筆者を取材した翌日に石川の取材を予定していたとのことであった。

*10：神戸新聞ウェブサイト。https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202301/0016008498.shtml

*11：堀川前掲著で引用している石川鑑定書には「この犯罪の主因をなした則夫の恨みや憎悪は、人生早期の体験に根ざすことが諸事実から明らかにされた」とある。永山が恨んだ相手は兄たちだった。堀川は「彼が抱いた憎悪の矛先は、決して世間や社会、大人たち、貧困といった、曖昧で抽象的なものには向けられていない。(略)19歳の少年が胸に抱え憎悪の炎を燃え上がらせていたもの、それは「家族」でしかなかった。」と事実面に迫る(363頁)

*12：薬丸岳著『友罪』（集英社文庫）参照。小説ではあるが、元少年Aの生きづらさを実感させる内容になっている。

*13：公文書管理法16条2項は「時の経過を考慮する」と規定している。



3 座談会

実施日 2023年9月4日

出席者

霍見真一郎	神戸新聞社編集局報道部デスク兼編集委員
<small>*写真左から</small> 川村 百合	子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
<small>*敬称略</small> 清水 勉	事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム座長(司会)
光前 幸一	事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム委員
木村 英明	事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム委員

清水：今日は、1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の全記録廃棄を報じた神戸新聞の霍見真一郎編集委員をゲストに、重大な少年事件を多く手掛けて来た川村百合弁護士、それから2項保存ワーキングのメンバー3人で、少年事件記録の保存について議論したいと思います。

まず、霍見さんからお願いします。

少年事件記録廃棄報道を始めたきっかけ

霍見：私は2022年の春から、改正少年法を考える「成人未満」という長期連載を担当しています。

2022年は、連続児童殺傷事件から四半世紀の節目にあたり、この事件が契機となって「厳罰化」が始まった少年法の5度目の改正施行が重なりました。成人年齢の引き下げによって18、19歳が「特定少年」という新たな区分でくられ、大人と子供の線引きが揺らぐ今、法改正の源流となった「酒鬼薔薇聖斗」のこの事件などを、改めて掘り下げるという企画です。

連載の中で、神戸地検でこの事件の主任検事を当時務めた男性にインタビューすることができました。当時の少年法では、逮捕時14歳だった「少年A」は起訴できませんでしたが、それがわかっていて100時間超にわたって取り調べをしたというのです。「少年審判で更生を考える資料にすることを念頭に調書を巻いた」と元主任検事は語りました。私は、ここで

初めて事件記録の存在に目が向きました。少年審判が非公開であることから自分自身が記録を見られることはないとは思いましたが、市民が情報公開請求したらどんな形で断られるのかと考え、神戸家裁に対応を確認したのです。

2カ月ほどして神戸家裁から回答がありました。職員は「当該事件記録は廃棄済みのため、閲覧、謄写はできない」と淡々と話しました。廃棄経緯は不明とのことでした。私は、記録が廃棄されていた背景をいろいろな角度からじっくり考える必要があると考えるようになりました。

被害者遺族にとっての記録の保存の意味

清水：神戸新聞に被害者遺族のインタビュー記事がありましたが、遺族にとって事件記録はどのような意味があるのでしょうか。

霍見：2つの意義があると考えています。1つは、なぜ自分の子供の命が奪われなければならなかったのかを知る手掛かりが記録には残されているということ。

もう1つは、極めて不本意であるにしても、自分の子の「生きた証し」が事件記録には綴られているということです。これは連続児童殺傷事件ではない事件のご遺族ですが、事件記録を机にドシンと置かれる音を聞いただけで、やめてくれ、胸が痛むとおっしゃっておられました。被害者遺族が記録を保存す



べきだと思われるのは、極めて自然な話だと思います。

清水：少年Aが書いた『絶歌』*1については出版前から「出版すべきではない」という意見が多く出ていましたが、如何ですか。

霍見：心情を思うと逡巡しましたが、『絶歌』出版の受け止めについてご遺族に質問したことがあります。そのご遺族は読んでいないとした上で、「家族が亡くなった状況は、見せ物じゃないんですよ」とぼつりとおっしゃいました。私は、大変申し訳ない質問をしてしまったと思いました。

付添人弁護士のメディア対応

清水：川村さん、多くの重大少年事件の付添人を担当してきた弁護士として、少年事件の報道や出版についてどのようにお考えですか。

川村：私は、メディアをうまく味方に付けたいと考えて対応し、虐待などを受けていて悲惨な生育歴が事件の背景にあったことを記者たちにも分かってもらって、ひどいバッシングという感じにはならなくて済みました。他の事件では言いたい放題の記事になっていると思うケースもたくさんありますね。マスコミ対応は難しいと思います。

事件後の出版には、違法な形で情報を入手したり、関係者の守秘義務違反になるのではないかとというようなものがありますが、書かれた内容を見ると、再発防止のためにそこから教訓を学ぶべきだという意味では、いい内容だと思うものもあります。ただ、事件後も本人や家族が社会の中で生きていかなければならないということを考えたときに、問題が残る出版があったと思います。

『絶歌』は他人がいろいろ書いた後に本人が書いているので、評価は難しいです。ただ、被害者遺族が

生きていらっしゃる間に出版するというのは理解を得られないだろうと思います。

重要事件の記録の保存は当たり前になったか

光前：重要な裁判記録を保存するという点について、衆目の意見は一致していると思います。最高裁が報告書を公表し全国の弁護士会に回っているわけですから、弁護士会全体としては重要な記録は刑事、民事、家庭、少年にかかわらず、まず保存しようということ。今後はどういう条件で保存記録を活用するかという形で議論しないと、保存という形だけで議論しても、なかなか進まないのではないのでしょうか。

清水：いいえ、報告書は全国の弁護士会に回っているわけではありませんし、弁護士会としての取り組みはごくわずかしかなかったりしません。

少年事件記録と審判手続

川村：少年事件では、家裁に送致される記録は捜査過程で得られた全記録です。刑事裁判で検察官が公判廷に出す証拠のように、取捨選択されたものではありません。法律記録だけでもものすごい分量ですし、公開法廷で取り調べる際にはなされるプライバシー配慮などがされていない生の記録です。それが家裁にある確定記録なんです。プラス、少年事件特有の社会記録と言われているものがあります。家裁の調査官が社会調査をした結果、鑑別所での心身鑑別の結果、それから例えば学校からの照会回答とか、児童相談所がかかわっていたら児童相談所の照会回答とかもあります。そういうものが全部あるのが少年事件の記録なので、刑事事件の確定記録というときにみなさんがイメージするものとは全く違うのです。し

*1：2015年6月に太田出版から出版された、元少年Aが書いた事件の経緯、犯行後の社会復帰の様子などの手記。



神戸新聞社
編集局報道部デスク
兼編集委員
霍見 真一郎



〈司会〉
事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
座長
清水 勉

たがって刑事事件の確定記録と同じように保存されるべきと考えるのは違うんじゃないかなと思います。

少年審判はそもそも非公開で行われています。刑事事件では、公開法廷で取り調べられた、つまり公開された情報が確定記録として保存されているというのと、少年審判の記録とは全く異なります。少年審判の記録は少年本人にさえ閲覧謄写権がなく、付添人には閲覧権はありますが、謄写は、法律記録でさえ家裁の許可がないとできません。そして謄写が許可されても、プライバシー情報は結構マスキングされています。

清水：社会記録もですか。

川村：いいえ、社会記録はそもそも謄写できません。家裁が集める個人情報とはそれほど慎重に取り扱われるべきものとされているのです。

「見ていい人はいない」記録の保存

川村：それが、事件が終わりました、確定記録になりましたというときに、保存しておいたからといって、誰に見せていいことになるんでしょうかというのと、見せていい人はいないはずで。被害者が被害者の権利として閲覧謄写する部分は別ですけども、それ以外には、何年保存したからといって、見ていい人はいないはずなんですよね。誰も見ることがないはずのものは、流出を避けるためにも、廃棄すべきなんじゃないかなと思います。もちろん、少年がえん罪を訴える場合もあり、保護処分が終わった後であっても民事事件の中で決着をつける必要がある場合もあるので、一定期間は記録を保存しておくことが少年のためにも必要と言うことはできると思います。しかし、むやみに保存すべきではないと思います。

霍見：私は、審判が非公開だからこそ保存すべきだと思っています。

国民は、司法手続きを家庭裁判所に白紙委任しているわけではありません。非公開である少年審判手続きの信頼性を支える重しとして記録があるのではないのでしょうか。利活用の議論では、保存と公開が同一視されやすく、その視点が見落とされるのではないかと心配しています。

光前：私も利活用する余地のないものは保存しても仕方ないと思います。保存規程をつくるんだったら利活用規程もきちんと定めろというのが私の意見です。

霍見：私も記者なので、記録は活用してこそ意味があると考えます。ただ、川村弁護士がおっしゃるように、即座に出すことによるハレーションというのも心配します。審判書は「結果」です。それに至る「過程」に当たる記録には、さまざまな可能性が潜んでいます。学者、研究者にとって、その部分こそ研究したいところじゃないかと思うんです。

川村：霍見さんが、少年審判手続きの信頼性を支えるためにも少年事件の記録を保存すべきだとおっしゃったんですが、モンスターだとか、極悪なやつだみたいなことを言われている少年を、そうではない、さっきも申し上げたような、本人の責任ではない原因や背景があるんですよということを知ってもらうためには、その生の記録を全部見てくださいということではなくて、付添人なり弁護士なりが、少年のプライバシーに配慮しながら言えることを言うことだだと思います。また、重大事件では家裁は審判要旨を公開するようになってきているので、例えば鑑定書の全部や社会記録の全部を見せることまでは必要ないと思います。

霍見：付添人が記録の一部をкаいつまんで報道陣に話す場合、少年にとって有利な情報だけ選んで出す可能性がありますよね。他方、検察側に聞けば、少年に厳しい内容の話がたくさん出てくる。記者としてはどちらか一方にだけ頼ることはできません。実は

何なのかを謙虚に追い求めていくのであれば、審判書という「結果」だけでなく、必ずその「経過」にあたる元情報を取材するべきではないかと思います。ただ、鑑定書まで利活用できるようにしていくのかというのは今後の議論に委ねたいと思います。

今は使えないとしても

木村：私は、利活用できないものは残すべきじゃないというところにちょっとクエスチョンマークなんです。利活用できないって、確かに今は使えないでしょうけど、年月がたって、50年後、100年後にどう使われるかというのは、それはそのときの人が考えるものであって。私たちはあとで何か役に立つんじゃないかぐらいのものは残しておいた方がいいんじゃないのかなと思います。

清水：プライバシー性の高い社会記録だけ廃棄するという事は考えられるでしょうか。

川村：それは違うと思います。少年審判は要保護性を判断して結論を出すので、結論の妥当性を歴史的に検証したいということであれば、法律記録だけを読んでも判断できず、社会記録は非常に重要な意味を持っています。

光前：社会記録の方は、少年事件の研究調査とか少年のいろいろな問題、特に学者さんとか精神医学の問題なんかを研究されている方にとっては重要な資料なんじゃないのかな。

川村：もし、そういう研究を許すとすれば、そうですね。

光前：これだけブラックボックスの中で少年事件をやっていて、少年法の改正なんて誰が論じるのかなという感じがします。

川村：重大事件では審判要旨は公開されていますし、家裁調査官たちの研究成果などもあって、いわゆる専門家という人たちが本人特定情報を出さずに発表



子どもの人権と少年法に関する特別委員会
委員

川村 百合

することを信用して議論されていたわけですよ。

光前：私は、専門の学者さんとか社会的な資格のある方なんかについては厳格な制約を課して、今の少年事件のあり方とか少年の育成等についてきちんと研究する立場にある人に対しては開示していてもいいのかなという気はします。そうしないと少年事件って発展しないでしょう。

川村：学者ならみんな信用できるわけではないですよ。

霍見：例外なく信用できるかどうかを言ったら、少年司法手続きを担う家裁の審判官や調査官にも当てはまるものではありませんか。

川村：私が信頼できないと言った意味は、学者さんは事件について守秘義務を守る立場にないということです。閲覧させるときに何らかの誓約をさせるとしても、やっぱり学者さんは自分の研究実績のために閲覧するわけだから、論文の中に本人や家族の特定につながる情報がどう書かれてしまうかということは非常に危惧します。やっぱりその少年を担当した調査官とは違うかなと思います。

清水：保存するかどうかというところで今日も話が迷走していますけれども、それは、少年事件では成人事件とは違う記録がふんだんにあるからということもあるようですが、そうであるだけに議論をきちんとする必要はある。議論をすることで一定の決着がつくことがあっても、その後考え方がかわり制度が変わっていくのかもしれない。それでも議論はしていく必要があると思います。

光前：少年保護事件記録は、最終的には主権者である国民の検証の対象となるべき公文書であると言ったところで、保存の基準は出てこないですよ。

清水：少年法の保護主義の考え方から直ちに記録の廃棄が導かれるのでしょうか。裁判官や調査官や弁護士が少年の味方となったとしても、それは審判手続きのときに主で、少年のその後の人生全体に関わるわけ



事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
委員

光前 幸一



事件記録等保存規程第9条
第2項に基づく特別保存に
関する検討ワーキングチーム
委員

木村 英明

ではない。少年は生涯事件を背負って社会で一人で生きていくわけだから、どういう問題があったかという過去の記録を残し、だれかが事件をふり返り検証できるようにしておく必要があると思う。それぞれの時代で少年を保護するということがどういうことかというのをいろいろな立場の人が議論するためにも記録は残しておくべきではないかと思います。

実名か匿名か

霍見：今回の改正少年法では、「特定少年」が起訴された場合には、これまで禁じられていた実名報道もできることになりました。非行少年の名前を実名にするのか、匿名にするのかという問題が、報道界では大きな話題になっています。少年法にのっとって匿名報道を続けてきましたが、今回じっくりこの問題に取り組んでみて、元非行少年が社会に受け入れてもらうために名前を消さなければいけない人生って、なかなか辛いだろうなと思ったんです。たとえ事件後に更生できたとしても、名前を出すことは慎重にならないといけない社会。自分の少年期までの過去を全部消さなきゃいけないという中で、果たしてその子は地に足をつけて生きていけるのかと考えました。

今回の連載取材を通して、少年事件の問題の核心は、「社会がどう受け止めるか」にあると思うようになりました。犯罪者になりたい赤ちゃんがいるはずないだろうというところから保護主義が出てくるんだと思いますけど、被害者や遺族の立場に立ったら、加害者の年齢は関係ない考えるのも当然だと思う。こういった答えのない問題を議論していくためには、司法に携わる人々が情報を囲い込むのではなく、何らかの形で社会に出していくということも今後は考えて

いかないとダメなのではないかと思っています。
川村：成人であれ、少年であれ、名前を消さなくても生きていける社会になるということが理想だと思います。でもそれは実際にはあり得ない。ましてや今のネット社会の中で、いったん名前が出ればどんどん出ていってしまう。やっぱり実名で生きていく上では、実名が報道されてしまうというのは何年たった後でも影響があることなので、できるだけ隠したいというのが少年を支えていこうとする立場の者かなと思います。

清水：隠すと守れるかというのは結構微妙なところがあって、殺人犯で指名手配されている人の弟さんが転職するときに「こいつはあいつの弟だよ」とネット上に書き込みをされて困っているという相談を受けたとき、私はすぐに削除請求して削除してもらい、ネット上の書き込みがなくなったことで、弟さんは無事就職できました。知られるとダメではなく、知られたときにどうカバーするかということも考えることも重要です。それに人の評価は相対的です。一つの行為でも見方によって問題の受けとめ方がかなり違います。そういう世界でこれからも評価だけを受ける生き方をすることは絶対に無理です。そう考えると、付添人とその子だけが頑張る話ではなくて、取り囲んでいる社会の方が、いろいろあったんだねというふうになる流れをどう作るかという、そっちもありますよね。

霍見：なるほど。

光前：平野啓一郎さんの小説『ある男』*2もそのことに焦点をあてていますね。

川村：社会が変わる必要があるというのは全く同感です。ただ、現実の中で、どうやって非行少年や家族の生き直しが可能なかを考える必要があると思います。

清水：今日は少年事件に絞ったおかげで、いろいろな議論ができました。皆さん、ありがとうございました。

*2：2018年9月、文芸春秋社から出版。再婚した夫の死後、夫が戸籍上別人になりすまして生きていたこと、さらにそのような生き方を選ばざるを得なかった背景が明らかになって行く。

INTERVIEW：インタビュー

元法務省矯正局長
法テラス（日本司法支援センター）常務理事

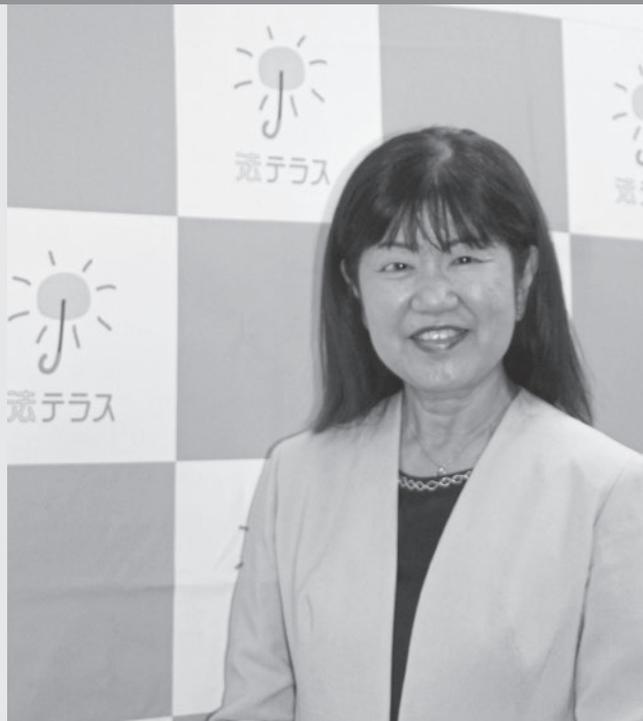
な とり
名執 雅子 さん

37年の仕事人生のほとんどを矯正の仕事に携わり、女性初の矯正局長となった名執さん。受刑者の改善更生と社会復帰を重視する方向に転換した日本の刑事政策の流れ、そして「懲役刑」から「拘禁刑」へと変わる刑法改正が受刑者処遇に及ぼす影響について聞きました。

名執さんのキャリアからは、男女雇用機会均等法制定後の女性の働き方の歴史も垣間見えました。

（2023年10月5日 東京都中野区の法テラス本部で）

聞き手・構成：保高 陸美



長く働ける職場を求めて

—— 矯正の仕事を選ばれたのはなぜですか。

とにかく長く勤められる仕事を探そうと思っていました。私は男女雇用機会均等法成立前の1983年の採用ですが、当時は女性が男性と同じ待遇で就職するには、資格をとるか、公務員を目指すしかないと言われていました。それで、公務員を目指そうと。

でも、実際、省庁を訪問してみたら、「女性の採用は1年おきだから今年は採らない年なんだ」とか「試験の成績が一番なら採ってあげるよ」とか、当時はひどいことを結構言われたんですよ。

人事院で、「法務省の矯正局は女子少年院や女子刑務所があるから女性を採るかもしれない」と言われて採用担当者のところに行きました。「とにかく現場を見て決めなさい」との言葉に従って、女子少年院に行くと、普通の中高生以上に中高生らしい少女たちがいて、でもその生い立ちを聞くと、今の時代にこんな生き方を強いられる子たちがいるのかと、鼻の奥がツーンとなりました。この仕事は福祉分野に近いと感じました。人のためになる仕事をしたいという思い

があったので「ぜひ、お願いします!」。他に行く道もなかったということもあります。

矯正局としては法律・行政区分の上級職は2年ぶり、女性としては十数年ぶりの採用でした。

監獄法改正で激動の日々

—— 心に残った仕事はありますか。

一番大きいのは、名古屋刑務所事件*1に端を発した行刑改革です。監獄法を改正し、開かれた矯正に進んでいく時代に、矯正局の広報担当の専門官になり、次に刑務所教育担当の補佐官になりました。

私の仕事人生、ちょうど半ば、小学生二人の子育て真っ最中でしたが、自分を育ててくれた職場が暴力や人権侵害ばかりの場所だと思われるのは嫌だ、ほとんどの職員が過重な負担の中で、本当に純粋な気持ちで頑張っているのに、という思いがわいてきて、初めて仕事に本気で向き合いました。

—— 行刑改革の中身はどのようなものですか。

目玉の一つは、改善更生と円滑な社会復帰を目的

*1：2001年から2002年にかけて、名古屋刑務所の複数の刑務官が受刑者に暴行を加え死亡させた事件。2003年の行刑改革会議の提言を受け約100年ぶりとなる監獄法改正につながった。

とした矯正処遇の充実です。刑務所の教育システムや指導プログラムを整備していきました。刑務作業一辺倒ではダメなんだということです。

もう一つが「開かれた矯正」に向けて矯正施設情報を公表するということです。それまで、情報はほとんど外に出ず、行刑改革会議の提言でも「塀の外から中へも、中から外へも情報が往き来しなかった」と書かれるほどで、見学も学術研究目的以外はお断りだったんです。監獄法にそう書いてあったんです。



女性登用の流れ

— 矯正局の広報担当への異動は、名執さんのキャリアにとっても、大きな転機だったのではないですか。

入省当時の法務省の幹部ポストは男性検事のもので、私には、女子少年院か女子刑務所の幹部になることが期待されており、少年院を始め、各地の矯正関係施設で勤務しました。ですが、2000年代に入ると女性の登用、職域拡大が言われるようになり、女性も少し本省の管理ポストに就けるということになりました。それで、本省に10年ぶりに勤務することになったのです。

今は、矯正局の幹部も、法務省や矯正施設採用のプロパー職員が占めるようになりました。女性幹部も増えました。

— その後、矯正局長となるわけですが、仕事人生の中で、仕事に対する考え方が変化していったと伺いました。

若い頃は、自分の仕事、上司の意に沿った仕事することに主眼があったと思います。40歳代は、矯正局という組織のために頑張ろうという気持ちでした。

しかし、局のトップになった時に、かっこよく聞こえちゃうかもしれませんが、判断基準は、「それは日本のために一番いいことなのか」ということなのだと感じました。対象者のためでも、矯正局のためでも、法務省のためでもない。また、上司の意向だからとか、部下がここまで積み上げたのだからと納得いかないまま安易に流してはいけないと自分を戒めました。

懲らしめから改善更生・社会復帰支援へ

— 2022年の刑法改正*2で、「懲役刑」がなくなり、「拘禁刑」になりました。これまでの刑法の下でも改善更生の指導は行われてきましたが、改正によって何が変わるのでしょうか。

監獄法が刑事収容施設法に変わった時に、処遇は改善更生に舵を切ったのですが、大本の刑法がそのままだったので、刑罰としての刑務作業は絶対外せないものとして残ったのです。例えば、現在は高齢者で動くのもやっとなような人にも、何とかして刑務作業に就かせています。法律に従いますから。

しかし、刑法の改正で、例えば、若い人には集中的に職業訓練をして社会復帰後の就労につなげる、高齢者は自立的に生活できるように福祉的支援の理解や体力維持に重点を置くなど、柔軟な処遇がしやすくなると思います。

刑務作業の意味合いも、懲らしめのための役務ではなく、社会生活に役立つ技能を身に付けるとか、勤労の喜びとか、規則正しい生活習慣の習得などに変わってくるでしょう。

*2：令和4年6月17日公布（法律第67号）。施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。

—— 矯正施設から出た後の社会復帰支援も重要ですね。

今回の刑法改正に絡んで、刑事収容施設法に「社会復帰支援」という項目が入ったことは、私には大きな喜びでした。これは、実務の中で発展してきた取り組みと関係機関連携の賜物で、就労支援、高齢者や障がい者を福祉につなげる支援もますます進んでいくと思います。

—— 矯正施設でも就労支援事業が行われているそうですね。ハローワーク職員の駐在もあると聞きました。

はい、刑事施設に駐在して職業相談を受けたり、本人の帰住予定地にあるハローワークとの連携も図っています。

法務省と厚生労働省との連携は、監獄法が改正された2006年から就労確保のための「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として始まっています。事業者がハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」、協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」、事業者と矯正施設在在所者とのマッチングを図る「矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）など制度の拡充が進んでいます。

—— 出所者を雇用している企業や協力雇用主の存在が大きいですね。

「職親^{しよくしん}プロジェクト」ってご存知ですか？ 企業の社会貢献活動と連携し、刑務所出所者等の更生と社会復帰を支援する活動なのですが、2009年、山口県の美祢社会復帰促進センターを見学したお好み焼きチェーンの千房株式会社社長（当時）の中井政嗣氏が「出所者に、もう一度チャンスをあげようやないか」と刑務所に募集広告を出し、自分で採用面接をして、2人を採用したことに端を発します。それが刑務所の中での採用面接の第一弾でした。その後、関西を拠点とする7企業に声をかけて2013年に職親プロジェクトが発足し、全国へと広がりました。

こうした取り組みの結果、就労支援対策が始まった2006年度には、たった28件だった矯正施設在在所中の就労内定件数がコロナ前の2018年度には1264件に増加しています。



—— 地方自治体の中には更生支援に先進的な取り組みをしているところもありますね。

例えば、兵庫県の明石市では、出所者も市民に変わりはないということで、2016年の再犯防止推進法施行前から、市の事業として社会福祉士等が対象者と面談し、就労支援や住居の確保などをコーディネートしてきました。2019年には、全国に先駆けて、更生支援の取り組みを推進するための条例（明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例）を施行しています。他の自治体にも様々な更生支援の取り組みが生まれています。

—— 弁護士の役割、法テラスの役割はどうでしょうか。

以前、少年院で働いていた時に、少年院送致後も会いに来て親子関係や損害賠償問題の相談に乗ってくれたり、出院後の帰住先も一生懸命探してくれる弁護士さんがいました。全部手弁当だったと思うんですけど。

法テラスの理事になって、出所者支援を意欲的に行っているスタッフ弁護士がいて、そのためのPTまであることを初めて知りました。多くの弁護士さんが出所者に寄り添って活動されていることには、本当に頭の下がる思いです。

出所者の孤独・孤立を防ぐ

—— 孤独や孤立が再犯の原因の一つとも言われます。社会の受け入れもカギになりますね。

法務省の人権啓発活動強調事項が17項目*3あるのですが、その中に「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」というものがあります。人権課題として取り上げられている、女性、こども、高齢者、障害者など、他の16項目は全て「いわれなき偏見・差別」として誰もが納得するものです。

でも、罪を犯した人が社会に受け入れられないのは、自業自得とみなされることも多いのです。地域社会の安全・安心を守るためにも、彼らが再犯に至ることのない共生社会を実現していくことが、更生支援の最大の課題かもしれません。

—— 加害者を支援するより、犯罪被害者支援に力を入れるべきだという声もあります。

刑事司法全体が被害者に比べ加害者には手厚いと言われるのは、その通りで、被害者支援の充実強化が必要だと思います。ある被害者の方から、「加害者には辛い思いをしてほしい。でも出所する時には更生させてほしい。二度と被害者を出してほしくないからだ」と言われたことを、矯正施設の役割として重く受け止めていました。

刑務所を見ればその国がわかる？

—— 世界の刑務所事情ってどうなのでしょう。

仕事で各国の刑務所を見学したのですが、刑務所を見るとその国の処遇の理念が建物に反映されていると感じます。

ミャンマーの刑務所はちょっと衝撃でした。布団以外何もない広いホールに100人くらい収容されて

いて、その格子の外から職員が監視しているのです。ところが、併設された中庭のようなところには自由に出てきて仏像を拝んだり、瞑想することができるようになっているのです。宗教が大切にされ、処遇を支える要となっているのだと感じました。

また、刑務所には保育園が付設されていて、女子受刑者の子どもたちは5歳までそこにいられるそうです。一見、良いことのようにも思うのですが、他に面倒を見る人がいないから、そこにいるしかないということなんだそうです。

—— 刑務所や処遇施策はその国の社会や人々の意識、経済状態までも凝縮して反映するのですね。

そうですね。喜劇王チャップリンは1932年来日した際、「一国の文化水準は監獄を見ればわかる」と言って、当時の小菅刑務所を褒めたそうです。刑法改正後の矯正処遇が更に進み、再犯防止に寄与できることを願っています。

法務省を退職後、すぐに行ったベトナム一人旅。かつて南北を分断した北緯17度線（軍事境界線）で自撮りした。「一人で行ったことのないところに行くのが好きです」



プロフィール なとり・まさこ

1961年生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。法務省入省。青葉女子学園長、官房秘書課広報室長、矯正局総務課長などを経て、2017年人権擁護局長、2018年矯正局長となり、2020年退職。2022年から法テラス常務理事。

*3：https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html

国際関係から見た「人間の安全保障」

～齋木昭隆氏（日印協会理事長）・松田純一会長 対談～

グランドデザイン PT 国際チーム委員 安達 桂一（53 期）

グランドデザイン PT 国際チーム委員、国際委員会副委員長 三好 慶（60 期）



左から、齋木理事長、松田会長

1 グランドデザイン PT の設置

当会は、東京弁護士会の将来に向けた具体的な事業計画を構想すべく、本年度、理事者直轄のプロジェクトチームとして、グランドデザイン構想プロジェクトチーム（以下「グランドデザインPT」という）を設置し、さらに、グランドデザインPT内には、ITチームと国際チームを設けている。

そして、国際チームにおいては、大使館、外国商工会議所、海外弁護士会等との連携や交流、外国法事務弁護士と日本法資格弁護士との協力、国際法務に関する情報の会員への提供等の各種施策を検討のうえ、実行している。

当該施策の一環として、公益財団法人日印協会理事長の齋木昭隆氏（以下「齋木理事長」という）と松田純一会長（以下「松田会長」という）の対談を行ったため、次項において、その内容を報告する。

2 齋木理事長と松田会長との対談

齋木理事長は、駐米公使、アジア大洋州局長、インド駐在特命全権大使、外務審議官、外務事務次官を歴任し、日本国の外交において、継続的に重要な役割を果たしてきた。

この対談は、国際情勢、外交戦略や交渉術等について、齋木理事長のお話を伺うことで、その豊富な経験と知見が、当会や弁護士の実務の参考となればと企画されたものである。以下、その内容を一部抜粋して紹介する。

(1) インド駐在特命全権大使時代

松田会長：インド大使として赴任された際のエピソードを教えてくださいませんか。

齋木理事長：私がインドに赴任したのは、東日本大震災が起きる5日前くらいのことでした。大震災が起きたとの報告を受けた後、インドの外務大臣から電話があり、日本に必要なものは何かとのことでしたので、それに対し、飲料水のほか、冬場の東北地方であるので毛布を送ってこないか、と伝えました。

これを受け、インド側が、直ちに、ヒマラヤ山岳地帯の陸軍部隊用の飲料水と毛布を、軍用機で被災地に運んでくれたのを覚えています。

また、その日の夕方から、日本大使館の通用口にインドの方々が列を為して寄付をしてくれまして、当時の日本円で3億円くらい集まったことも覚えています。

(2) 外交戦略と交渉術

松田会長：実際の外交官として、外交交渉、交渉の戦略をどのように立案し、また実行されてきたのでしょうか。

齋木理事長：私たち外交官からすると、戦略というのは、その国、例えば日本の国益をどうやって確保するかという、長期的な考え方です。そして次に、その考え方に立って、具体的にどの国とどう



齋木理事長

いう形で連携をしていけば戦略の実現に役立つだろうという発想に繋がるわけですが、それが戦術だと思います。

今はどの国も、アメリカでさえも、一国でその国益を実現することはできないため、どの国とパートナーシップを結ぶことが国益に繋がるかと考えています。

例えば、日米同盟もそういう意味があり、軍事的な面に加え、経済的にも、一緒に貿易や投資を拡大していくということが、長期的に両国の繁栄に繋がっています。戦略と戦術というのはまさにそういう面を持っている、というのが私の理解です。

松田会長：外交官の交渉術において、問題解決へのアプローチにはどのような特徴があるのでしょうか。

齋木理事長：弁護士の方々が日々案件に取り組み、解決に向かって努力されているその姿は、やはり人権を守り正義を実現するという理念に基づくものだと思います。そして、このキーワード、人権を守り正義を実現するというのは、国際社会においても通用する言葉だと思います。

だから、この点については、私は、外交官の世界にも、弁護士の世界にも共通しているのではないかと思います。私たち外交官も、人権のために、あるいは正義のために、国益をいかにして最善のものとして実現するかという、その意識を常に持って外交交渉を行っています。

(3) 「人間の安全保障」

松田会長：もし齋木さんが東京弁護士会の会長をお引き受けいただいたら、どんなことを仰るのか、皆さん聞き



松田会長

たくてしょうがないだろうと思います。

齋木理事長：とても私にはそんなことができる能力もありませんし、何と申し上げたらいいかわかりませんが、例えば、お住いの近くで、外国人がいらっしゃるときにこの人たちは日本の

社会で暮らしている中で幸せなのかどうか、ということを考えていただければと思います。

やはり法を通じて正義を実現する、人権を守る、という弁護士の一番大きな使命が、果たしてそういった外国人との間でも実現できているのか、というところが非常に大事なポイントだと思います。

政府は、国の安全保障のために一生懸命に外交手段を尽くすわけですが、「人間の安全保障」という言葉があり、これはそれぞれの人の人権に関わる話なのです。

ですから、ぜひ法曹界の皆様方にも、「人間の安全保障」をどうやって実現することができるか、近隣の外国人がどういう立場におられるかということも念頭に置きながら、彼らの幸せのために何ができるかということをお考えいただければと思います。

* * *

以上、紙面の都合上、対談内容の一部を抜粋し紹介したが、対談自体は、1時間以上にわたって行われ、近時の国際情勢から、外交戦略、交渉術に至るまで、大変充実した、示唆に富む内容であった。

対談全編の動画は、当会のウェブサイトに掲載しているため、是非ご視聴されたい*。

* https://www.toben.or.jp/known/iinkai/kokusai/news/post_7.html

利用しやすい業務システムの構築に向けて

副会長 島 由幸 (51期)

主な担当業務：刑事弁護、刑事拘禁、刑事法、人権擁護、非弁取締、裁判員制度センター、死刑廃止、照会請求、会員サポート、情報システム、個人情報等



当たり前のことですが、当会の理事者の重要な職務に決裁というものがあります。1日に20件、30件というのは当たり前で、少し油断すると気の遠くなるような思いをしたりします。ただ幸いなことに、数年前からグループウェアを利用した電子決裁システムが導入されたことにより、理事者は、会内の執務室にいらなくても、いつでもどこでも決裁をすることができるようになりました。現在では、綱紀・懲戒・紛議調停などの一部を除く、ほぼ全ての決裁がこのシステムを利用して行われています。

他方で当会内部の会議の多くは、Zoomなどの活用によって、会館内にいらなくても参加することが可能です。そこで私は、これらのシステムを活用して、理事者室を1週間不在にするという計画を立て、ワーケーションを実践することにしました。まずは松本市の中心部から車で30～40分ほどの距離にある曹洞宗の禅寺の住職にしばらく居候させてほしいとお願いして、快諾してもらいました。このお寺は、平安時代に創建されたという由緒あるお寺なのですが、Wi-Fi設備も十分整っていて、Zoomも問題なくできるかということは、さすがに事前に確認しておきました。

実際にこのお寺に伺ったのは8月のことでしたが、委員会の予定は入っていませんでしたが、理事者会は、週2回予定されていました。この2回ともZoomでの参加とさせていただきます。また、この間の業務上の決裁は、ほぼ電子決裁で終えることもできました（ちなみに民事訴訟のWEB期日も1回こなしました）。課題もいくつかあったと思いますが、ご協力

いただいた他の理事者や職員の方たちに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて当会では、遅くとも2028年度までには、現在の業務システムを刷新する必要があります。現在の業務システムは、約20年前に開発されたものであり、この間のIT技術の大きな進化に、必ずしも追いついていないところがあります。またこの間の会員数の増加やこれに伴う業務量の増加などにも必ずしも対応しきれていません。そして近年の当会の財政状況に鑑みると、億単位で発生するであろう巨額のシステム開発費用を簡単に捻出できるというわけでもありません。こうした考えのもと、当会では、①会員の利便性の向上、②職員の業務負担の軽減、③会の財政負担の軽減の観点から東京弁護士会のデジタル化を促進することを目標とした「東弁デジタル化基本計画」を策定することに致しました。

この基本計画では、当会の業務の在り方を検証した上で、実効性のあるデジタル化を促進するための体制づくりを適切に行い、会員の利便性向上、職員の業務効率を目的として、業務のデジタル化を促進することを目指し、短期・中期の計画を立案し、さらにその達成度についての検証を行っていくこととしています。この新しい業務システムは、今後数十年間の当会の業務の基幹となるもので、当会の会員や職員の業務にも大きな影響を及ぼすものですから、多年度に亘る理事者において、適切に判断・実行していく必要があるものと考えています。是非ともご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。

常議員会議場の広がり

常議員会議長 橋本 敬 (43期)



常議員会の出席方法として、多摩支部会館からの参加の他に、本年度からオンライン出席が可能となった。

オンライン出席には、一定の期日前の申請及び許可事由等の条件が必要であるが、常議員会での出席の機会が増えた事は良い点である。但し、事務局の負担が増えた事から事務局には感謝しかない。

オンライン出席者がいたとしても、議長としての議事進行について、特に変更は無いと思っている。ただ、常議員として常議員会に出席した事は過去2回あるが、当然議長は初めてなので、この感想はあてにはならない。

気を遣うのは、議決の際である。それまで多摩支部会館からの参加はあったと思うが、オンライン参加もあった場合に裁決の確認には更に気を遣う。ただ、これも副議長の助けと、事務局の助けで何とかこなしていると思う。

常議員会は、原則毎月開催されており、審議事項も多数に及んでいる。議案も全て重要であり、資料の量も当然多く、毎回目を通すだけでも大変である。それより、感じるのは、執行部の熱意である。常議員会に提出するまでの活動だけでなく、常議員会での対応である。

常議員からの質問や要求等に対して、即応して対処する姿を見ていると、執行部の日々の努力を見た気がする。

最後に、常議員の方々にお願い、常議員会に出席して、1回でも質問か意見を述べて下さい。

日々の業務に忙しく、毎回事務局から送付される議案の資料を読みこなすのは大変ですが、自分が気になった、興味を持った議案に関し、資料を今迄以上に読み込んでみると、何か常議員会で発言したくなると思う。是非、議長である私から指名させて下さい。お願い致します。

議長席から見た常議員会

常議員会副議長 齊藤 園生 (45期)



昨年、常議員会の副議長のお役目の打診を受け、諸般の事情からお受けせざるを得ないことになってしまった。欠席、遅刻が許されない副議長の仕事は、正直いうと私にはちょっと負担感があり、重い気分だった。しかし就任してみると新たな発見があり、意外に面白い。副議長、お勧めです。

発見の1つは、副議長は結構忙しいということ。副議長は毎回常議員会の冒頭で出席者数と議事録署名者の指名をすればいいだけ、と思っていたが、それだけではない。挙手した人も、賛否の決も見落としがないよう注意しないとイケない。今年度からオンライン出席もできるようになり、パソコンの向こうの出席者にも注意しないとイケない。当初パソコンの不具合が続き、音や画像が出ず、あたふたしていた。副議長は寝ている暇はないのである（もちろん、

寝ていていいわけではない）。

2つめは、常議員会の議論がとてもよくわかること。執行部提案の議案には当然ながら様々な意見が出る。しかし最終的にこの線で行こうと議論がまとまって行く経過が目の前で展開される。常議員会では「弁護士、弁護士会はどうあるべきか」という原則的な立場での議論が多く、これはとても大事なことではないかと思う。

3つめは、1回1回の常議員会が実にたくさんの準備を経て行われていること。執行部はもちろん、事務局、関係委員会など、実にたくさんの人の、膨大な労力を注入して、1回1回の常議員会が開かれている。その努力には本当に頭が下がる。

年度末までのあと数回の常議員会。充実した議論をお願いしたい。

令和5年10月2日開催 東京地方裁判所委員会報告

「民事裁判手続のデジタル化の現状及び未来」について

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 井上 寛 (40期)

令和5年10月2日(月)午後3時半から、テーマを上記表題のもと、鈴木謙也部総括判事、村主隆行部総括判事のお二人から丁寧な説明をいただきました。

平成29年から始まったデジタル化の議論が、令和2年2月から東京地裁等の本庁でウェブ会議等の運用として始まり、その運用前には弁護士会を含めた関係各所でネットの繋がり方や操作の仕方の良さ等の試行錯誤を繰り返し、運用開始に至ったとのことでした。

令和4年4月から書面のオンライン提出の一部運用が開始され、現在は書面のオンライン提出(一部)とウェブ会議による手続参加(一部)が実現されており、今後はそれらを訴状の提出等にまで広げ、手数料の電子納付も行い、裁判記録についてもオンラインで閲覧することが可能となるようにするとのことでした。

デジタル化は当初現行法で可能な部分から施行し、令和4年5月に民事訴訟法の改正、令和5年6月には、民事保全、民事執行、倒産等のデジタル化に関する法律が成立し、令和7年度から民事訴訟の完全デジタル化を開始し、徐々にその他の民事裁判手続の完全デジタル化を進めるそうです。

弁護士は訴状の提出から準備書面の提出まで、全てオンラインで行い、本人訴訟では裁判所の方で提出された紙の書面を電子化します。これによって、利便性(書面をオンラインで提出、ウェブ会議による訴訟参加等)や質の向上、迅速な審理の実現(チャット機能を使った争点整理(読んだ確認は👍マークで)、データの利活用、期日調整の容易さ等)、裁判記録の閲覧の容易さ(記録が電子化されオンラインでいつでも、どこでもアクセスできる)等のメリットが報告されました。

ウェブ会議の利用は現在飛躍的に増えていますが、デジタル化は審理のための手段なので、問題点の改善を慎重に行う必要があります。今後の取り組みとして、①デジタルデバインドへの対応(情報通信技術が得意な

い人にも優しく対応しフォローする)、②新システムの整備(使いやすいシステムの規則制定や運用の改善)、③プライバシーの保護(閲覧・謄写の電子データ化による情報の拡散への対応・防止)、④大量の証拠提出の問題点の検討(争点整理に適した証拠提出の在り方)等が必要であることが報告されました。

質疑応答では、以下の内容がやり取りされました。

- 「国民の司法参加は、オンライン化でどうなるのか」の質問には、弁論期日は法廷で行うことから法廷傍聴となることを想定している。
- 「閲覧などをインターネットで行う際にはどういう歯止めがあるのか」の質問には、IDを発行し、そのIDを持った人が閲覧できる。閲覧内容の制限は、第三者との関係では閲覧制限の申立、他の手続当事者との関係では秘匿制度で対応し、現行の制度と同様であり、ID発行による、なりすまし等の問題点は今後しっかりと検討したい。
- 「完全デジタル化は調停委員や司法委員等にも及ぶのか、調停委員はどこで執務するのか」の質問には、今後民事訴訟のデジタル化の後にデジタル化になじむか等も含め検討課題である。
- 「デジタル化の進み方は民事の方が早い。刑事事件は捜査段階からの問題、警察等との関係等難しい問題が多い」との報告もなされ、活発な議論が行われました。

今回は、2月6日(火)15時30分から「裁判員裁判経験者の意見交換の在り方」(仮題)という内容で、裁判所において行われます。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

第1回 若手弁護士から見た少年事件—刑事事件の経験を活かしながら

弁護士法人北千住パブリック法律事務所 前原 潤 (72期)

1 はじめに

少年事件の件数は減少し続けていると言われており、当会においても、特に若手会員は、少年事件がなかなか経験できないという方も多いと思われる。私が所属する北千住パブリック法律事務所は、刑事事件を積極的に引き受ける刑事対応型公設事務所ということもあり、少年事件を担当する機会も他の事務所に比べやや多いかもしれない。私自身は、弁護士4年目の若手であり、少年事件を沢山やろうと身構えているわけではないが、1年目から毎年複数件の少年事件を経験できている。その中で、少年事件は、様々な点で成人の刑事事件（以下「刑事事件」という）と異なる点はあるが、刑事事件の経験を活かせる部分もあると感じている。本稿では、刑事事件の経験はあっても少年事件はあまり経験できていないという多くの若手会員の参考となるように、刑事事件と対比しながら、私なりに考える少年事件のポイントをご紹介します。

なお、少年の否認事件や逆送後の刑事裁判について述べるには紙幅が足りないため、以下では非行事実を認めており保護処分が見込まれる事件を前提とする。

2 捜査段階における活動

少年事件の捜査段階において、多くの若手弁護士が悩むことの一つが、刑事事件と同様に「原則黙秘」の考え方を貫くかどうかではないだろうか。

特に、黙秘すると反省が深まらないのではないかと考える方は頭をよぎることだろう。しかし、内省を深める方法は「捜査官に話すこと」が最良というわけではない。捜査官は、まずは事件についての捜査

を進めることが責務であり、少年と対話することは必ずしもその本分ではない。一般に、内省を深めるためには、少年なりの言い分や気持ちに配慮しながら対話を重ね、一方的に「正論」を押し付けるのではなく、少年自身が納得できる到達点を探るというプロセスが不可欠だと考えられるが、このような対話の相手として最も適しているのは、捜査官ではなく、弁護人のはずである（これは刑事事件においても同様だと考えている）。

黙秘をすることは多くの少年にとって困難ではないかということを懸念する声もあるかもしれない。しかし、少なくとも私の経験上は、完全黙秘を實踐できる少年がほとんどで、14歳の少年が完全黙秘をし通したこともある。もちろん、そこには弁護人のサポートが不可欠である。黙秘をした少年に対しては、成人に比べ、黙秘権を侵害するような態様の取調べをされる確率が圧倒的に高く、またその態様も悪質なことが多いと感じる。捜査機関に対し抗議文を打たなかった事例はほとんどない。しかし、このような状況だからこそ、黙秘権という権利を少年であってもきちんと行使できるよう支える役割が弁護人には求められているはずである。

なお、「原則」黙秘というおとり、例外的に黙秘を解除すべき場合があるのは言うまでもないが、起訴猶予や略式裁判がない少年事件において、例外といえる場面かどうかは慎重に吟味する必要があるだろう。

上記のように黙秘権を行使するという観点のみならず、内省を深めるという観点からも、弁護人の可能な限り多数回の接見が成人にも増して重要である。刑事事件では、起訴後も何度も打ち合わせてから被告人質問を行うが、少年事件の場合には、家裁送致後早い段階から調査官調査が行われることになる。

したがって、調査官や裁判官からどのような目で見られるかを予測し、捜査段階からできる限り考えを深めてもらう必要性が高いだろう。

3 環境調整活動

少年事件において環境調整活動は重要ではあるが、出発点として、環境調整の方向性について少年本人とよく話し合い、本人が納得していることが必要不可欠である（このことは刑事事件でも同じである）。

私自身の経験として、実家に帰るのが難しい状況の少年について、職場の寮に入って仕事に打ち込むという方向性で捜査段階から調整を進め、準抗告が通って釈放されたものの、少年が入寮してから1週間程度で職場を辞めてしまったということがあった。事前に方向性について少年の承諾は取っていたものの、少年としてはその仕事が合っていないと感じていたと後に聞き、本人の意向を十分汲み取り切れなかったと反省した。ただ、この事件では、身体拘束から解放されたことで、その後別の社会資源とつながることができたこともあり、身体拘束からの解放自体はやはり必要であったとも思っている。

4 審判準備

少年事件においても、刑事事件と同様にケースセオリー（説得の論拠）が必要である。特に、調査官意見と異なる意見を付添人が述べる場合には、付添人の意見の方が少年の健全育成という理念により適うのだと裁判官を説得できなければ、その意見が通ることは難しいだろう。

ケースセオリーの検討の仕方は、犯情を論じつつ、

事件の原因と立ち直りの道筋を具体的に描くことが重要であり、この点は再犯可能性がないことを強調する刑事事件と似ている。その意味で、刑事事件の経験は少年事件にも生きるはずである。

まず、近時は特定少年に限らず、要保護性に関して犯情が重視される傾向があるとされるから、刑事事件と同様に犯情の分析を行い、少年に有利な点を十分検討すべきである。なお、特定少年については犯情の考慮が法律上要請されているが、刑事事件と異なり、処分の下限を枠づける機能は持たないものであることには注意が必要である。

次に、非行の原因分析及びこれに対する対策が重要であること、これらについて調査官と早期に問題意識を共有することが重要であることは言うまでもない。非行の原因分析は、調査官に一定の専門性があると考えられることが多いため、刑事事件という専門家証人のようにとらえることができるかもしれない。ケースセオリーとの関係で、調査官の分析を活かすのか弾劾するのかを検討した上で、再非行防止の対策について、付添人なりの具体的な道筋を描くことが求められる。

5 おわりに

少年事件でも刑事事件でも、依頼者の権利を守り、どうしたら依頼者が再び事件を起こさずにすむだろうかと真剣に考えることは変わらないはずである。その意味で刑事事件の経験が少年事件に生きることも多いし、その逆も多いと感じる。私自身まだ若手であるので、引き続きどちらについても積極的に取り組んでいき、それぞれの活動の視野を広げていきたいと考えている。



第25回 違法な警察活動の事後救済の困難性 —違法な職務質問の調査を踏まえて—

人権擁護委員会委員 市川 洋樹 (70期)

1 事案の概要

警視庁三鷹警察署の警察官が、複数で、ある日の深夜の少なくとも約30分間、警察官職務執行法（以下「警職法」という）2条1項が規定する不審事由に該当しないA氏に質問した。その間、警察官らは、名前及び所持品について執拗に質問をし、停止を求めたり、身体に手を触れるなどして同行を求めたり、A氏をパトカーに乗せ警察署まで連れて行こうとした（以下「本件質問等」という）。

当会は、2023（令和5）年10月12日に、本件質問等の行為がA氏の意味に基づく行動の自由（憲法13条）を侵害したものと判断し、警視庁に対して、勧告をした。

2 警職法2条1項の定める不審事由の有無

警察官らは、質問の当初、A氏に対して、名前を聞いたようである。A氏は、質問に答えるかどうかは、任意であり、答える必要がないものと考えて、その場を立ち去ろうとした。本件では、警職法が規定する不審事由を認定する要素になり得ることとしては、深夜に歩いていたことのみである。しかしながら、成人が深夜に歩いていること自体だけでは、通常、本件質問等をする必要性は認められないと考えられる。

例えば、X氏という者が犯罪をしたことが発覚したことから、X氏を発見するために、X氏がいると想定されるある程度特定された場所で氏名を聞くといったことであれば、警職法2条1項が規定する不審事由が認められる余地があると考えられる。しかしながら、通常、警察官が、誰が道を歩いているかを知ることができたとしても、その情報が何に役立てられるのか不明である。

3 違法な警察活動の事後救済の困難性

警察官に声を掛けられた際、長時間の足止めをされてしまうより、名前を直ぐに答え解放してもらう方がいいと考える人が多いかもしれない。しかしながら、名前を答えたら、次々に質問がなされるかもしれない。質問のなかにはどうしてそんなことまで答えなければいけないのかと思うものもあるかもしれない。仮に事後的な救済を求め国家賠償請求訴訟を提起したとしても、時間及び費用の負担は小さくない一方で、請求が認容されるハードルは高いと言わざるを得ない。筆者が調査した違法な職務質問として国家賠償請求が認められた裁判例では、損害額は3～5万円であった。

筆者自身、大学生の時、深夜に警察官から自転車に乗っていないにもかかわらず大きな声で自転車に乗っていただろうと、質問されたことがある。筆者が説明をしたら、警察官は、最終的には見間違いだったかと呟き、解放された。本件質問等と比較すれば些細なものかもしれないものの、誰が自転車に乗っていたのかも確認しないまま質問をするのか、自転車に乗ることが悪いことなのかと、不信感を感じたのを今でも覚えている。

日本社会で警察は正義の象徴と受け止められているだけに、例え二言三言の質問であったとしても、不信感を抱かせるようなものであれば、その相手は、警察への強い信頼の裏返しとして強い不信感を抱くようになったとしてもおかしくない。申立人は、複数の警察官に屈辱的な思いをさせられ、それだけでも辛いにもかかわらず、形はともかくそれを汲んだ救済がなされず、言わばなかなか理解者を得ることができなかった状態はおのこ辛かっただろうと考える。であるからこそ、違法な職務質問がなされないことが国民にとっても警察にとっても一番であり、その実現を求めたのが本件勧告の趣旨である。

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第22回 旧弁護士法の制定と弁護士会

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 牧野 剛 (68期)

1 明治期から、職務範囲の拡張や非弁護士活動への取締、弁護士自治などを求める声が多く、多くの弁護士からあがり、大正期に入ってから、東京弁護士会所属の議員から弁護士法改正案が提出されてはいましたが、結局不成立に終わっていました。

しかし、次第に、政府も、熱心に改正運動に取り組む在野法曹の声を無視できなくなり、司法省は大正11年に法曹などで構成する弁護士法改正調査委員会を設置して検討に着手。同委員会は、昭和2年に「弁護士法改正綱領」（委員会案）を提案し、これを受けて、司法省は昭和3年に司法省案を公表しました。この司法省案では弁護士の自治懲戒の主張は採用されていませんが、在野法曹多年の念願である「弁護士会の監督を検事正から司法大臣にする」ことや弁護士会の法人化、職務範囲の拡張などが認められたほか、弁護士試補制度の創設、女性に対する弁護士資格付与も盛り込まれており、その点では評価されるべきものでもありました。

2 ところが、この司法省案に対しては、全国の弁護士から強烈な反対が巻き起こりました。主要な争点は、非弁護士活動に関して、委員会案では禁止・処罰規定とされていたのに対し、司法省が、逆に「三百代言」（非弁護士）を公認する内容に修正したことにありました。司法省案では、非弁護士活動を行う者に対して、弁護士会が司法大臣に申告したのち司法大臣が業務内容の変更や禁止を命じることができ、この命令に違反したときに初めて処罰することを規定するにとどまっており、司法大臣は「三百代言」を公認する大きな裁量権をもつこととなります。東京弁護士会は、昭和4年に3回にわたって建議書を提出して、司法省案に反対しました。

東京弁護士会は、日本弁護士協会や全国の弁護士会とも協力し、反対運動を展開。昭和4年2月25日には全国弁護士大会が開催され、全国から有志や代表者が上野精養軒に集まり、法案反対の決議を採択しました。在野側の多くが司法省案に強く反対し運動したため、とうとう司法省は、昭和5年1月に発表した第二次の司法省案でついに「三百代言公認」を諦め、「法律事務取扱二関スル法律案」という単行法を創設し、非弁護士活動の禁止と処罰を打ち出したのです。このような経過を経て、昭和8年、法律第53号弁護士法（いわゆる「旧弁護士法」）と「法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律」が公布され、昭和11年4月1日から施行されました。

3 旧弁護士法は、自治懲戒制度が導入されなかったという点を除けば、弁護士の職務範囲の拡張や弁護士試補制度の創設、弁護士資格を「帝国臣民にして成年者たること」と改めることによって女性の弁護士資格を認め、弁護士会には法人格を付与し、弁護士会の監督権が検事正から司法大臣に格上げするという、弁護士の声の多くを反映するものでした。こうして、弁護士の職務の独占性が強く保障され、弁護士の地位向上も一定程度実現されつつありましたが、時代は第二次世界大戦へと突入していくこととなります。



出典：三宅坂より司法省を望む（「写真の中の明治・大正」『東京風景』（国立国会図書館ウェブサイトから転載）
<https://dl.ndl.go.jp/pid/764167/1/11>

カーボン・クレジット 大づかみ

第4回 J-クレジットの活用方法

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 半田 虎生 (73期)

1 J-クレジットとカーボン・オフセット

(1) カーボン・オフセットの意義

第2回、第3回はJ-クレジット制度について、その制度を概観した。本稿では、その活用方法のうち、カーボン・オフセットについて取り上げる。

カーボン・オフセットとは、温室効果ガス（以下「GHG」という）の排出について、排出者がその排出量を認識し、排出量削減に努めることを前提に、どうしても排出されるGHGについて、排出量に見合ったGHGの削減活動に投資すること等により、排出されるGHGを埋め合わせるという考え方である*1。

J-クレジットについても、これを調達し、償却することにより（その方法は第3回を参照されたい）、カーボン・オフセットが可能となる。

(2) カーボン・オフセットの実例—CO2排出量ゼロの野球試合！

例えば、(株)オカムラ、阪神電気鉄道(株)及び(株)阪神タイガースは、2023年7月に阪神甲子園球場で共同主催した野球試合6試合をカーボン・オフセット試合として位置づけ、阪神電気鉄道(株)の創出したクレジットの活用により、CO2排出量実質ゼロの試合を実現した*2。このように、事業者は、製品やサービス提供とカーボン・オフセットを組み合わせることで、その事業に様々な付加価値を創出することができる。

以下、企業が、J-クレジットによるカーボン・オフセットに取り組むインセンティブについて検討する。

2 各種環境情報の報告におけるクレジットの活用

(1) 自主的な取組みとして

パリ協定の採択・発効、金融市場における動向、

エシカル消費（人・社会・地域・環境に配慮した消費行動）の高まりなどからも分かるように、企業においてGHGの排出量を削減し、気候変動対策に取り組むことは企業のPR活動につながる。

各企業が自主的に設定したGHG排出量の削減目標の達成のためにJ-クレジットを活用し、企業のCSR報告等に用いることは、企業側にとってもメリットとなる。

(2) 法令に基づく報告における活用*3

一定規模のGHGを排出する事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、GHGの排出量の算定報告が義務付けられている。事業者は、J-クレジットを無効化させることにより、GHGの排出量や排出係数（活動量当たりのCO2排出量のこと）の調整を行うことができる。

また、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）においては、一定事業者について省エネ取組及び非化石転換に関する計画やエネルギー使用状況の提出が求められる。排出量削減とは視点が異なるが、J-クレジットのうち省エネルギープロジェクトによるものは共同省エネルギー事業の報告に利用できるほか、2024年度報告からは、非化石エネルギーの利用に関する報告にJ-クレジットを活用できるようになった。

なお、温対法や省エネ法に基づき報告されたGHG排出量等の情報は、従前は開示請求によらなければ取得できなかったが、気候関連情報開示のニーズの高まりを受け、法改正により、デジタル化・オープンデータ化が推進されている。

(3) 電力証書としての活用

カーボン・オフセットと類似した別の仕組みとして電力証書がある。電力証書とは、発電方法による環境面の付加価値（再生可能エネルギーであれば発電時

* 1：環境省「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第3版」（<https://www.env.go.jp/content/000130729.pdf>）

* 2：https://hanshintigers.jp/news/topics/info_8758.html

* 3：<https://japancredit.go.jp/case/law/>

のGHGの排出量がゼロである点)を、電気そのものの価値と切り離して取引する仕組みである*4。

J-クレジットのうち、再エネ電力や再エネ熱由来のJ-クレジットについては、これを調達することにより、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うCDPや、企業がパリ協定の求める水準と整合したGHGの排出量削減を目指すSBT (Science Based Targets) といった国際的イニシアチブにおいて再エネ調達量の報告に活用できる(消費した非再生可能エネルギー由来の電力と同量の証書を調達することで再生可能エネルギーの電力を調達し消費している状態となる)。

これに対して、企業が事業運営に利用する電気について、全て再生可能エネルギー由来の電力で調達することを宣言するイニシアチブであるRE100については、再エネ電力由来のJ-クレジットのみを再エネ調達量として報告することができるものとされている。

3 非財務情報・気候関連情報開示のニーズの高まり

(1) 非財務情報の意義

そもそも、カーボン・オフセットは、事業者が排出削減に取り組んでもなお排出されるGHGについての「埋め合わせ」であるが、排出削減の努力を超えてカーボン・オフセットに取り組む背景として非財務情報等の開示が挙げられる。

非財務情報とは、企業が投資家等に開示する情報のうち、財務諸表等で開示される情報以外の情報をいう。具体的には、企業が行うESGやCSR、サステナビリティに関する取り組みなどが非財務情報の例である。リーマンショックによる経済不安、気候危機の加速等を踏まえ、企業が長期的に存続できるかという観点からの企業評価の必要性が認識されるようになる中で、企業がいかに人権問題、環境問題、生物多様性等の課題に向き合っているかが重視されるようになり、非財務情報の開示のニーズが高まった。

(2) 気候関連情報開示の動向

特に気候危機の影響を危惧した金融市場において、2015年に「気候関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)が設置され、2017年6月には気候関連リスクとの関連で組織のガバナンス、事業・戦略への影響、リスク管理、リスク管理等に際する指標・目標を開示推奨項目として提言した。

2023年10月時点で、世界全体で金融機関をはじめとして4,872の、日本では1,470の企業・機関がTCFDに対して賛同を示している*5。

そして、下表のとおり、先進国においてTCFD開示の制度化が加速化したほか、2021年6月には東京証券取引所と金融庁が策定したコーポレートガバナンス・コード(会社が、株主をはじめとして、顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みの実現に資する主要原則をとりまとめたもの)が改訂され、気候変動開示の質と量の充実が進められた。

4 次回以降の予定

J-クレジットをはじめとして、近年重要性を増す気候関連情報開示において活用されるカーボン・クレジットについて、その法的性質や活用上の法的課題について検討する。

表 先進国等においてTCFD開示の制度化が加速*6

 EU	TCFD提言に準拠し、指令を改訂
<ul style="list-style-type: none"> 非財務情報開示指令(NFRD)に関するガイドライン改訂に向けた改訂案を公表(2019年3月)。 2019年6月20日にガイドラインの改訂案と補足資料を発表。TCFD提言に準拠(2019年6月)。 NFRDの適用対象を拡大する、企業サステナビリティ開示指令(CSRD)に係る提案を公表。(2021年4月)。 	
 イギリス	TCFD提言に基づく開示を義務化
<ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会移行に向けてGreen Finance Taskforceを設置(2019年7月)。 ロンドン証券取引所のプレミアム市場上場会社へのTCFD提言に基づく開示を義務化(2021年1月)。 非上場企業(売上5億ポンド超、従業員500名超)に対してもTCFD提言に基づく開示を義務化(2022年4月)。 	
 カナダ	TCFD提言を含むサステナブル・ファイナンス関連の提言等を取りまとめ
<ul style="list-style-type: none"> 環境・気候変動省及び財務省により専門家パネルを設置(2017年8月)。 サステナブル・ファイナンスに関する制度化等の論点・提言を記した最終報告書を公表(2019年6月)。 銀行等の金融機関やCSA(Canada Standard Authority)が主導となりカナダ独自のタクソノミーを検討中(2019年10月)。 	
 フランス	TCFD開示に向けた、非財務情報全体の標準化・フレーム開発に着手
<ul style="list-style-type: none"> 経済財務大臣が、会計基準局に対しTCFD提言に沿った開示を行うためのextra-financial informationの開示フレームの開発を諮問 金融機関や企業、専門家等で構成される「気候変動及びサステナブルファイナンス」諮問委員会を設置する制度を導入(2019年7月)。 エネルギー移行法第173条において、TCFD提言に連動させることを検討中(2020年)。 	
 中国	ガイドラインへのTCFD提言盛り込みを模索
<ul style="list-style-type: none"> 中国環境報告ガイドラインへのTCFD提言枠組み盛り込みを模索、2020年に全上場企業に義務化する意向も示す(2018年1月) ガバナンス開示のガイドラインに対して、ESGを組み込み済み(2018年9月) 英政府と共同でパイロットプロジェクトを発足し、2年目の進捗レポートを発行(2020年5月) 	
 アメリカ	証券取引委員会(SEC)が開示を求める規則案を公表
<ul style="list-style-type: none"> パリ協定の離脱を正式に国連に通告(2019年10月)。 証券取引委員会(SEC)がアメリカ独自のESG開示フレームの検討を推奨するレポートを発行(2020年5月)。 SECが上場企業に対して年次報告書等において気候関連情報の開示を求める規則案を公表(2022年3月)。 	

* 4 : 自然エネルギー財団「電力証書が自然エネルギーを増やす 日本と海外で隔たる制度」(2022年4月)

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_RE-Certificates.pdf

* 5 : https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/tcfd_supporters.html

* 6 : 国土交通省気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会第1回配布資料2「TCFD提言と気候関連情報開示」(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tcfd/dai01kai/dai01kai_siryou2_new.pdf)より抜粋

消費者問題の最前線

第10回 高齢者の消費者被害の現状及び対策

消費者問題特別委員会副委員長 荒田 曜子 (63期)

1 はじめに

高齢化の進行に伴い、高齢者の消費者被害が増大し、深刻な状況となっている。

そこで、本稿では、高齢者の消費者被害の状況を説明するとともに、その対策として、相談を受ける際に注意すべきことや東京三会での高齢者の消費者被害防止のための取り組みについて紹介する。

2 高齢者の消費者被害の状況

(1) 特徴

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われていたところ、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおったり、親切にして信用させ断りづらい状況を作ったりする。さらに、加齢により判断力が徐々に落ちている高齢者の状態も利用して、高齢者の資産を狙う。

高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売の被害が多いことも特徴である。特に、最近では、独居や、高齢の夫婦二人暮らしが増えているため、悪質業者の格好の餌食となりやすい。

(2) 相談の種類

東京都の消費生活センターの相談員によれば、最近の高齢者からの主な相談事例としては、①高齢者施設との契約に関するもの、②定期購入、③リフォーム契約、④不動産売買、⑤生前契約、⑥新聞購読、⑦訪問買取、⑧投資詐欺等が挙げられるそうである（なお、このうち、②、⑥、⑦については、消費生活センターの対応である程度解決がされ、弁護士のところに来るものは少ないと思われる）。

(3) 最近の傾向

令和5年度消費者白書によれば、高齢者においては、定期購入、リフォーム契約（住宅修理）被害が増大している状況である。また、相談の現場では、不動産売買契約に関する相談も一定数ある。

そこで、上記類型の中で、今後、弁護士が相談を受ける可能性が高いと思われるリフォーム契約と不動産売買に関する事案について紹介する。

(4) リフォーム契約の事案

高齢者が独居あるいは夫婦2人で暮らす一軒家を悪質業者が突然訪問し、「お宅の屋根が見えたが修理が必要である」等述べて、家の修繕が必要であると信じこませ、契約をさせる事案である。高齢者自身が見て確認することができない場所である屋根や床下の工事が多い。

工事自体は何らか行い、不要な内容の工事をしたり、相場より高額の契約をさせられる。また、契約当日、あるいは、工事開始後すぐに現金で支払いをさせられることが多いのも特徴である。

(5) 不動産売買の事案

ア 投資用マンション

独居の高齢者宅を悪質業者が突然訪問して、本人に不利益な不動産投資を勧める事案である。訪問の際、業者が以前お世話になった等述べたため、高齢者が家にあげてしまう場合もみられる。多くの場合、当日あるいは近日中に、本人を銀行に連れて行き、振込や現金で支払いをさせる。また、発覚を遅らせるため、契約書類を交付しないか、あるいは、本人に人目のつかないところにしまうよう指示することが多い。

イ リースバック

リースバックとは、所有している資産を第三者に売

却し、その後、第三者とリース契約を締結することで、それまでと同じ資産を利用できるというスキームであるが、高齢者が自宅不動産を時価より低額に売却させられ、また不当な賃貸借契約を締結させられると、自宅に住み続けられない事態が出てくる。リースバック契約がされるようになってきたため、問題のある契約が今後増える可能性がある。

3 相談の特徴及び対応

(1) 特徴

- ア 本人は被害に気付いておらず、家族や福祉従事者が、被害に気づき、相談につなげることが多い。
- イ 本人の記憶が曖昧であったり、家族（子ども）に隠したいという気持ちが強かったり等で聴き取りに時間がかかることが多い。
- ウ 高齢者は、他の世代よりも相対的に資産を有していることが多いため、被害金額が高額になりやすい。

(2) 相談対応する際気をつけるポイント

- ア 本人は被害に遭っていることを認識していないことが多いことを踏まえて、本人が問題はないということをおおろそかにせず、客観的状況、福祉従事者の見聞きしたこと等を十分に検討して、対応する。
- イ 高齢者宅を定期的に訪問しているヘルパーやケアマネージャー、あるいは、消費者被害に遭ったことを機に関与するようになった包括支援センターや社会福祉協議会の職員等、福祉従事者の相談への立ち会いを求め、協力を受けるとスムーズに進めやすい。
- ウ 消費者被害に遭った高齢者は、判断力が低下している場合も多いため、消費者被害の回復だけでなく、再度被害に遭わないように、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用や後見等申立てを検討することが望ましい。

4 東京三会での取り組み

- (1) 上記のように、高齢者の消費者被害が増大していることに鑑み、東京三会で以下のような事業に取り組んでいる。

(2) 高齢者・障がい者の消費者被害についての電話・出張相談

高齢者や障がい者本人は被害に気付かないことが多いことから、高齢者・障がい者の周りの者からの相談を受け付ける相談として、FAXで申込みを受けた後、担当弁護士が周りの者に対し電話をかけて話を聞き、出張相談を行う必要があると判断した事案については、出張相談を行うという仕組みの相談を2020年度から試行し、2023年度から本格実施している。

(3) 訪問販売お断りステッカー、三角POPの作成・配布

特定商取引法の改正（消費者が「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を家の門戸に貼付した場合は特商法3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」にあたることを明示すべき：Do-Not-Knock制度）に向けた運動がされ、全国の自治体あるいは弁護士会で訪問販売お断りステッカーの作成・配布がされているところ、東京三会ではこれまでこのようなステッカーの作成がされていなかった。そこで、特商法改正運動の一環及び高齢者に対し被害に遭わないよう注意喚起するため、ステッカーの作成配布を行っている。また、併せて、注意喚起の内容について記載した三角POPを作成配布している。

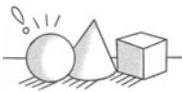
5 当会での取り組み

消費者問題特別委員会では、上記電話・出張相談の立ち上げを契機として、委員会内に専門部会を設置し、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会との連絡協議会を定期的に開催するなど、高齢者の消費者被害への研鑽を深めている。

6 今後の課題

高齢者の消費者被害を防ぐためには、地域における見守りも重要である。本稿ではその点まで触れることができなかったが、平成26年の消費者安全法改正により設置可能となった消費者安全確保地域協議会の設置を増やす等、見守りネットワークの構築も課題となっているところである。

役立つ！ 会務活動



vol.13

性の平等に関する委員会による法教育

会員 長瀬 恵利子 (67期)

1 性の平等に関する委員会には、DV、労働、セクシャル・マイノリティ、法教育の4つのPTが設けられ、それぞれ活発に活動している。

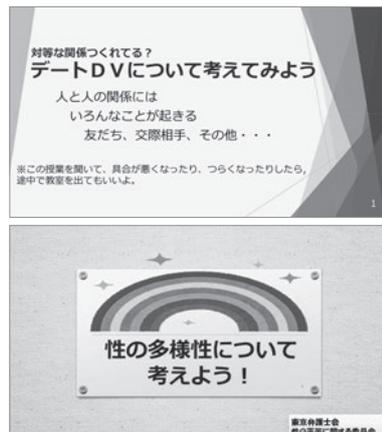
今回は、私が所属する法教育PTの活動状況等を紹介する。

2 法教育PTは、その名のとおり当委員会の活動に関係する法教育授業を実施している。当委員会の法教育授業の実施件数は、この数年、子どもの人権と少年法に関する特別委員会が実施するいじめ予防授業に次いで2番目に多い。コロナ前の2019年度までの3年間の申込件数は年間平均27件を超え（2020年3月の臨時休校により未実施となった件数を含む）、最近の実施件数は徐々にコロナ前に戻りつつある。

主に中学生と高校生を対象としている。最も申し込みが多いテーマは「デートDV」で、「性の多様性」や「セクハラ」をテーマとする授業を実施することもある。いずれも社会生活を送る上で重要な内容だが、私が子どもの頃は誰も教えてくれなかった。学校の授業のひとつとして扱われるようになり、時代が大きく変化していることを実感する。

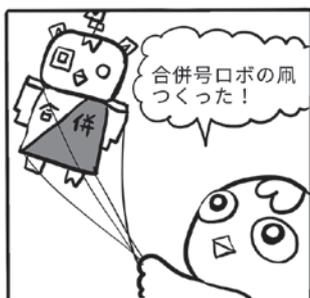
3 授業後のアンケートでは、生徒から、互いを尊重することが大事だと理解できた、被害者にも加害者にもならないように気を付けたいなど前向きな感想を多くもらう。先日、ある高校でデートDVの授業をした後、「これってDVかな？」と相談してきた生徒がいたと教員から報告を受けた。これから社会に出る生徒が、身近で生じ得る問題であることや、自分自身が当事者かもしれないことに気づくようになれば、助けを求めてよいと思えたり、コミュニケーションの取り方に注意しようとしたり、可能性が無限に広がる。

当委員会の法教育授業が盛況であることを誇らしく思うが、前途ある若者たちが大人になったときに、これらの法教育授業が不要な社会に変わることを願うばかりである。



こちらから読んでね

オリジナルの凧



わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

72期(2018/平成30年)

今でも続く同期とのつながり



会員 栗山 明久 (72期)

修習時代を振り返ると「いい人達に出会ったな」「楽しかったな」との記憶が思い出される。

72期は、新型コロナウイルス感染拡大前の最後の修習だった。導入修習から二回試験に至るまで対面で行われていたし、裁判期日においてMicrosoft Teamsは未だ使われていなかった。当時は、「電話会議よりも、顔が見えるWeb会議の方がいいじゃないか」と思っていたが、新型コロナウイルス感染拡大を経てTeamsを利用した期日がここまで普及するとは、大変驚きである。

実務修習地は立川であった。立川は、比較的小規模な人数でさまざまな事件が経験できるという噂があり、人気だったと記憶している。実際、多種多様な事件を見せてもらう機会に恵まれ、とても有意義な時間を過ごすことができた。

修習時代は、対面を最大限に活かし、勉強したり、遊んだりの毎日であった。

勉強について、検察修習では、同じ班に検察志望の同期がいて、周りのみんなでサポートしながら修習を乗り切った。彼が志望通りに検察官になり、自分もとても嬉しい気持ちになったのは忘れられない。

裁判修習では「今後、もう一生裁判官室に入れないよな」と思い、夜遅くまで記録を検討したり、裁判官室の書籍を読んでみたりと勉強に多くの時間を費やした。恥ずかしい話であるが、裁判を傍聴した経験がなく、リアルな裁判手続は非常に勉強になった。振り返ると、あの時に真面目に修習に取り組んで本当に良かったと思う。

弁護修習では、起案、法律相談の同席、契約書の点検など、弁護士の仕事を追体験できた。また、「依頼者対応は弁護士の個性が出るな」と感じ、各弁護士の電話対応の仕方を聞いて勉強させてもらった。

各修習で経験したことは現在に至るまで本当に役に立っていると感じる。

遊びの方かというと、同期と飲みに行ったり、ダーツやビリヤードで遊んだ記憶がある。飲み会では、まじめな話からそうではない話まで色々な話をした。ダーツやビリヤードは、自分は上手ではなく負けが越していたが、とても楽しかった。

休日には、高尾山に足を延ばしたこともあった。10名弱で行ったのだが、大人数でハイキングというのも珍しく、とても楽しかった。どれも素敵な思い出として自分の心に残っている。

現在でもつながりは続いている。同期の結婚式に参列したり、子どもの出産報告がLINEで届いたり、去年はたまたま一緒に初詣に行く機会にも恵まれた。飲み会で話すトピックは、仕事の悩みや苦労話、家庭と仕事とのバランス、将来のキャリアプランなど、あの頃とはずいぶん様変わりしているが、今でも楽しく話ができている。いい出会いに感謝しており、これからも大事にしていきたいと思っている。

心残りは、新型コロナウイルスの感染拡大により、謝恩会ができなかったことだ。弁護士になって5年目になるが、この節目に教官・同期と会えたら嬉しいなと思っている。

自由と自主性

会員 崎坂 美月

1 1年弱の修習を終え、2022年12月に弁護士登録し、弁護士1年目が終了した。

2 弁護士1年目はあっという間に過ぎ去り、最近は特に、優先順位を考え、何をいつどこまでやるべきか、を考える必要があり、案件が増えるごとに時間の使い方が一番難しいと感じる。

各案件の対応としては、文献等の調査をし、検討をすることになるが、業務内容として、家事事件から刑事事件まで様々取り扱っていることから、一つの案件を行っているわけではない以上、各分野、各法令について事細かに全体像を把握することは時間との関係でも非常に困難である。

メールでの相談案件が舞い込んでくれば、その都度、それにも対応する必要があり、関係する範囲について調査し、当該事案の検討をすることになる。そうすると、相談があった箇所やその周辺について知識が入ってくるのみであり、結局相談の度に調査し、検討する時間が必要になる。

これを繰り返していると、すべての分野について精通することは難しく、多大な時間と労力が必要になることは明らかである。

弁護士は、下積み時期が長いのが、経験を経たからと言ってすべての法律に長けるわけではない。新人弁護士から見れば、先輩弁護士は、ある程度なんでも適切に回答をしているように見えるが、これまでに培ってきた知識があり、また、年次が上がっても文献調査は行っている様子を拝見する。

勉強をせずに、経験が増えることのみで、適切な回答を短時間で出すことができるわけではないので

あるから、弁護士人生日々勉強、一生勉強、と度々感じ、また、これから勉強すべき範囲等が膨大で、いかに対応力をつけるかが重要であることを、日々思い知らされる。

3 また、事務所に入り、もうひとつ重要と感じたのは、発言力、説得力である。

弁護士である以上、当然依頼者との意思疎通等が必要になる。先輩弁護士についていると、各人スタイルは違うものの、やはり発言に説得力、重みがあり、相談に来た依頼者が納得して帰られていく様子を何度も見てきた。

各弁護士の話し方や雰囲気は全く違うが、聞いているといずれも説得的であり、話し方などの重要性を感じる。

話し方等は、場数を踏むことが重要であるところ、そうではないところで、何かできないかと考えると、やはり、自分の発言に責任を持つこと、そのために十分な知識や調査を行い自信をつけることが重要ではないか、と（今後違う視点が出てくるかもしれないが）現段階においては、そのように思い至ったところである。

4 今後の弁護士人生においても、個人事業主であり自由度が高い以上、より自分で自分の時間をコントロールしつつ、日々勉強することはもちろん、積極性をもって行動することが必要になってくると感じるが、弁護士1年目ではなかなかうまくコントロール等できていなかったこともあり、工夫し改善しつつ日々精進していきたい。

『鑑定士と顔のない依頼人』

2013年／イタリア／ジュゼッペ・トルナトーレ監督作品

光と影を楽しむ

会員 松尾 真誉 (75期)

この映画は、「ニュー・シネマ・パラダイス」(1988年／イタリア)を監督したジュゼッペ・トルナトーレ氏の監督・脚本作品である。「ニュー・シネマ・パラダイス」も名作と評される作品であり、ご覧になった方も多いと思う。同氏の作品は、奇跡や大災害が起きて話が展開するようなスペクタクル要素はないが、私は、登場人物が、日々の延長で起きる人生にとって大きな事件に向かい合う姿を描き出すことに長けている監督だと思っている。新作を見つけては観るようにしている数少ない監督の一人である。

主人公は、美術品の鑑定士として生計を立てているバージルである。バージルは鑑定士として成功しているが、潔癖症の性質であるゆえ、絵画の女性しか愛せず、独身を貫いているという人物である。そんなバージルが、クレアという女性の依頼者から相続した絵画の鑑定と競売への出品の依頼を請けたことからストーリーは進む。バージルは、クレアから、広場恐怖症で自室から出ることができず、引きこもったまま何年も生活をしてきたことを告げられる。ここに、顔を見せない依頼者のために潔癖症の鑑定士が仕事をする、という一風変わった状況が出来上がる。

このように、登場人物も個性的であるが、本作の特徴的な点としては、様々な名画が作中に登場する点である。私は、かつて、芸術映像の世界を志し、映像制作に没頭する大学生活を送っていた。そのため、一応芸術を学んだことにはなっているが、絵画には疎い方だと思う。そんな私でも日本国内の美術館で見たことがあるような有名な絵画の数々が登場して

おり、明暗のコントラストをやや強くして撮影された映像がさらに絵画を美しくみせる。同時に、計算された明暗を作り出すライティングにも是非注目していただきたい。主な舞台となるクレアの自宅内や、バージルの自室内でのキアロスクーロ(いわゆる明暗法と呼ばれる絵画技法)を意識した映像作りは観ていてとても心地よい。レンブラントやカラバッジオの作品が好みであれば、このような映像表現の観点から本作をご覧いただいても楽しんでいただけるのではないだろうか。

さて、ストーリーは、バージルとクレアが壁越し、ドア越しの会話を重ねて仕事を進めることを中心に展開していく。顔を合わせることはなく、会話のみの交流であっても、回を追うごとに、これまで実在の女性を遠ざけていたバージルがクレアに興味を持っていく様子はどこか可愛らしさを感じる。それはやりすぎでは？と感じる場面もあるが、バージルが人生で初めて抱く感情ゆえの行動としてみれば、人の本能的行動としてはあり得るものなのかもしれない。しかし、本作はミステリー作品である。これ以上、内容に触れるのは野暮というものである。

主要な登場人物は少なく、また、人物間の関係は比較的シンプルなので、人間関係の把握は容易だと思う。是非、ご自身で、このバージルという男について、初回観た後の感想と、2回目を観た後の感想を比べてみていただきたい。きっと、視覚的な光と影だけがこの作品の味ではないことがお分かりいただけると思う。



『鑑定士と顔のない依頼人』
¥1,257 (税込)
発売・販売元：ギャガ
©2012 Paco Cinematografica srl.



旅はチャレンジ

会員 森田 亜希子 (57期)

1 突然思い立って

「この人生は旅である。その旅は片道切符の旅である。往きはあるが、帰りはない」吉川英治氏（小説家）。アラフィフの私の心になんとも染みる言葉である。新型コロナウイルス感染症拡大以降、もう何年も一所で足踏みしているような、もどかしい気持ちでいた2022年秋、私は、来る春こそ海外旅行にと思い立ち、勢いのまま半年先の飛行機とユーロスターのチケットを購入した。渡航先は友人が暮らすロンドンとパリに決めた。

その後、予約した飛行機は、搭乗までの半年間で、減便のため往きも帰りもフライト変更となった。減便はおそらく感染症拡大の影響だろう。往きの飛行機は、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の影響を受け、ロシア領空を避けた北回りルートである。世界情勢の影響を多少受けながらも、とにかく私は、勢いを維持したまま欧州に旅に出た。

2 旅のデジタル化

渡航先のロンドンとパリでは、家族所望の観光地を順番に巡った。その際に大活躍したのが、THE LONDON PASS、Get Your Guide等のアプリ又はウェブサイトである。多くの観光地は、事前にこれらのデジタルツールで日時指定の予約を取り、あるいはチケットを購入する必要があったため、スマートフォンが大活躍、毎日電池の残量にドキドキした。

3 ますます便利な通信環境

海外旅行にはレンタルWi-Fiと信じて、私は今回もWi-Fi端末1台をレンタルしたが、家族はいつの間にか自分用にeSIMを購入していた。eSIMは端末機器が不要なので身軽であり、今回は通信も私のレンタルWi-Fi端末以上に良好であったから、羨ましいやら恨めしいやらである。次の機会には私もeSIMにしようと思った。

4 デジタル決済でキャッシュレス

ロンドンとパリの地下鉄は、タッチ決済機能付きクレジットカードがあればSuica・PASMOのような感覚で

乗り降り可能らしい。私は現地ですぐそれを知り青ざめるも、持参したクレジットカードの1枚に偶然タッチ決済機能が付いていたことで事なきを得た。タッチ決済機能付きカードが無いと「詰む」と言っても過言ではないくらいの利用状況なのだが、アラフィフとしては、カードは紛失・盗難対策のため腹巻きの中にしまい込んでおきたいくらいの気持ちも未だあり、少なくとも私は悩ましい。

5 人の熱量・パワーが凄い

2023年3月下旬、パリは年金改革反対ストが続いており、私の観光もその影響を受けた。エッフェル塔、ルーブル美術館、ベルサイユ宮殿等名だたる観光名所の従業員らがストライキ入りし、施設が閉鎖されるなどしたほか、地下鉄も一部閉鎖された。街にはゴミが溢れ、どこぞの広場ではデモが開かれている。さすがフランス革命の国。市民の熱量・パワーがとにかく凄い（ちなみに、この原稿を書いている2023年10月現在も、パリではストが行われているようである。思えば、私の前回訪問時もストで地下鉄閉鎖。私は集合場所まで街を走りまくった。やはり凄い）。

6 片道切符でどこまでも

私の久しぶりの海外旅行は、大過なく、勢いそのままに無事終わった。私の片道切符の人生の旅では、自分に限界を設けず、楽しくチャレンジしていきたい。旅はいいですね。



パレ・ド・ジュスティス

安全保障関連法が違憲であることを改めて確認し、 最高裁判所に違憲審査権の適切な行使を求める会長声明

安全保障関連法が憲法違反であるとして国家賠償等を求める訴訟が全国各地で提起されている。2023年9月6日、最高裁判所第二小法廷は、東京地裁に提起されていた事件の一つの上告及び上告受理申立てに対し、上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定を行ったが、定型文によるもので、実質的な判断に全く踏み込まないものであった。

安全保障関連法が明白に違憲であることについては、圧倒的多数の憲法学者のみならず、最高裁判事経験者ら（長官経験者を含む）、内閣法制局長官経験者らが明確に指摘している。日本弁護士連合会及び当会を始めとする全国全ての単位弁護士会も違憲性を指摘し、速やかな廃止を求めてきたところである。法案の審議の際は、主催者発表によれば10万人を超える人々が国会前に集まるなど、近年例を見ない大規模な反対運動が繰り広げられた。法律専門家と市民が一緒になってこれほどの声を上げたのは、安全保障関連法が、日本の国のかたちを、外国からの攻撃を受けていなくても戦争ができる国へと根本的に変質させてしまうものであったからである。集団的自衛権の行使は現行憲法下では許されずこれを許容するには憲法改正をしなければできないと政府自身が長年に亘って答弁し続けていた。それにより、形成され、確立した憲法規範としての地位を占めるに至っていたはずの政府解釈を、時の内閣が、閣議決定という手続のみで、憲法改正権者である国民を一切関与させずに覆すことは、立憲主義及び国民主権に反するものである。そうであるにも拘わらず、最高裁判所第二小法廷は、本件の憲法上の重大性に何ら触れることなく、上告棄却・上告受理申立て不受理の決定を行い、憲法保障機能を発揮する

という裁判所の責務を果たさなかったものである。

最高裁の違憲審査権は最高裁の地位と権能における要であり、憲法保障・立憲主義の最重要手段である。最高裁判所第二小法廷が、憲法保障機能を発揮するという責務を果たさなかったことは、極めて遺憾である。

全国各地の原告が提起した訴訟は、既に最高裁に係属しているものが他に複数あり、今後もその数は増えるであろう。上告受理申立てに対する上告不受理決定は最高裁として当該事件の法律問題に判断を示したのではなく、何ら判例としての意義、効力を有するものではないから、全国各地の原告が提起した他の訴訟において憲法に係る判断を行うことに何ら支障はない。最高裁の各小法廷は、今一度、憲法によって最高裁に与えられた地位と権能の核心は何なのか、それは何のために与えられたのか、今その地位と権能の持つ力を発揮せずしていつ生かすのか、真剣に顧みるべきである。

現在、この違憲の安保法制を実践に移すべく、いわゆる安保3文書が改定され、いわゆる敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有、軍事予算の大幅拡大などが進行しつつある。このような状況の下、最高裁の果たすべき役割はますます大きく、我々は、憲法保障を等閑にした本決定に強く抗議し、安全保障関連法が違憲であることを改めて確認するとともに、最高裁に違憲審査権の適切な行使を強く求めるものである。

2023(令和5)年11月15日
東京弁護士会会長 松田 純一

子どもとその家族に対する在留特別許可に関する会長声明

本年8月4日、出入国在留管理庁は、「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」を発表し、日本で生まれ育った非正規滞在の子どもの一部について、その家族とともに在留特別許可をする方針としたことを公表した。対象となる人々の人権状況を改善する第一歩として、当会はこれを歓迎する。

在留特別許可については、本年6月に成立した出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等を改定する法律（以下「改定法」という。）が施行された場合には、改定法による改定後の入管法の下で新たなガイドラインが策定されることが見込まれている（改定法参議院法務委員会附帯決議14項参照）。

当会は、この新ガイドラインを国際人権法の諸原則に沿ったものとする、特に、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第3条）を判断の中心に据えることを求める。

具体的には、まず子どもの定着性を判断し、日本に一定程度の定着がみられる場合には、在留特別許可をすべきである。日本生まれでなくても、日本の学校に通い日本語しか話せないような子どもも多くいることから、子どもの定着性は、日本で生まれた場合のみならず、比較的低年齢で来日した場合には、短期間であっても認められるべきである。

その上で、子どもの父母から分離されない権利（同条約第9条第1項）や家族として保護される権利（自由権規約第23条第1項）の観点から、子どもを監護する親をはじめ家族全体に対しても在留特別許可をすべきである。家族の構成員に消極事情がある場合には、家族を分離させるほどの事情かどうかと

いう観点から、在留特別許可の可否を判断すべきである。このとき、子どもは親や家族を選んで生まれてくることはできないのであるから、親や家族の行為の責任を子どもに負わせるべきではないことに留意が必要である。また、入国経緯や不法就労については、本来難民認定されるべき事情の下、本国での迫害を逃れて来日し、子どもを育てるためにやむなく就労したような場合でも、国際基準を逸脱した現在の日本の難民判断基準では難民認定されないことが多いのであるから、その具体的事情を考慮し、消極要素として重視しすぎないようにすべきことにも留意が必要である。

加えて、子どもが日本国籍や特別永住者、または何らかの在留資格を保有する場合には、子どもの利益のために、その家族について在留特別許可がされるべきであるし、比較的低年齢で来日した者については、仮にその後、本人が成人したとしても、その定着性を考慮し、広く在留特別許可をすべきである。

子どもは、いかなる差別も受けることなく、家族とともに生き、成長する権利を有する。その権利を守る第一義的責任は、子どもが現に生きている社会にこそある。当会も、基本的人権の尊重と社会正義の実現という弁護士法第1条第1項の使命を果たすべく、在留特別許可制度の動向を注視し、子どもたちとその家族が権利を保障されるよう、引き続き尽力していく所存である。

2023(令和5)年11月22日
東京弁護士会会長 松田 純一